

平成22年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年3月11日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 代表質問
- 第 4 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様に配付を省略いたしますのでご了承願います。

(日程第2)

議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第20番、河野司君、第1番、太田健一君を指名いたします。

(日程第3)

議長(鈴木市朗君) 日程第3、昨日に引き続き代表質問を行います。

まず、都市建設部長からの発言を求められていますので、これを許します。都市建設部長。

都市建設部長(橋 俊明君) 皆さん、おはようございます。

昨日の野洲ネットの三和議員さんのほうからご質問がございました大規模空閑地の農地の取り扱いでございますけども、その21.84ヘクタールにつきまして、昨日、早速いろんな資料をもとに点検をまいりました。それは、一番大きな要因は調査年月日の

違いでございまして、都市計画の数字でございましては、平成17年度に行った基礎調査でございまして、そして、税務課がはじき出していただきました数字につきましては、21年1月1日現在の課税状況調査の数値が40ヘクタールでございまして、その後、大規模な開発といたしまして、野洲川左岸の旭化成がございましてその前の駐車場開発、並びに富波地先のダイハツ寮付近の開発、また祇王小学校付近の開発等、実際にこれを積み重ねてみますと、その4年間余りで9ヘクタールの開発がございました。そして中畑の区画整理はこれの数字に入っておりませんので、9ヘクタール。これを足しますと18ヘクタールでございまして、そして、当然、公簿面積と実測値に違いがございまして、これは通称縄伸びと申し上げておりますけれども、これが中畑の区画整理の数値を3.5%引用させていただきますと、これが0.6ヘクタールでございます。合わせて18.6ヘクタールでございまして、実際に昨日申し上げました21.8ヘクタール、まだ3.2ヘクタールの差がございまして、これにつきましては昨日申し上げましたプラリメーターによる誤差と実際にコンピューターがはじき出す数値の差ではないかなというふうに受けとめておりますので、そういった点もあわせてご理解を賜りたいと思っております。

なお、この大規模農地の空閑農地につきましては、まず野洲川左岸の旭化成の前の駐車場、これが約4.3ヘクタールでございます。そして市役所の裏のこの付近でございまして、これが約2.8ヘクタールでございます。また、富波甲の滋賀銀行前の大規模農地がございまして、今後こういった大規模農地につきましては、適正な指導を行い、宅地化の誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、修正内容のご報告とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） それでは、代表質問の一覧表のとおり順次、発言を許します。日本共産党野洲市議会議員団、第3番、小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） おはようございます。

それでは、日本共産党野洲市会議員団を代表しまして質問を行います。

市長ご承知のように、昨年8月の衆院選で、「自公政権はもうごめん。政治を変えたい」という国民の強い願いのもと、民主党中心の政権が誕生して早や半年を経過しております。

新政権は選挙公約や先の施政方針演説でも、コンクリートより命、命を守る政治と繰り返し主張してきました。しかし、後期高齢者医療制度の廃止は先送り、経済危機から国民

生活を守る問題では、行政刷新大臣や菅財務大臣などが「消費税増税議論を今から始めて次の選挙でお願いしないと財政が持たない」と発言するなど、これは前政権と同様の主張であります。また、沖縄米軍普天間基地問題でも、日本から米軍基地撤去という基本的な観点がなく、主張がぶれ、その方向が定まりません。また、政治と金の問題でも鳩山首相や小沢幹事長の政治資金規正法違反問題や、北海道教職員組合の違法献金問題など、今、多くの国民から、何のための政権交代だったのかと批判が広がっています。実際、世論調査でも内閣不支持率が下落しています。同時に、民主党の支持率も低迷しておりまして、よって、今、多くの国民は今なお新たな政治の方向を模索していると言わなければなりません。

このように新しい政治状況の中、野洲市の市民の暮らし、営業を守る野洲市政が求められているわけでありますが、1点目に市長の施政方針、また、市予算について、主に集中改革プランとの関係で何点かお聞きいたします。

まず1点目に、施政方針でも、今回の集中改革プランは単なる経費の削減でなく、市民に質の高いサービスを効率的に提供する。また、健全かつ安定的な都市経営を可能にするという2つの観点からの改革であるとしています。また、この間、素案の段階から学区ごとの懇談会等を開催し、市民と真剣に和やかに、建設的な議論を交わしてきたとされています。しかし、市民の皆さんは、市長が言うようなこのような観点での推進と認識されたのでしょうか。私自身は極めて疑問と思っています。今定例市議会に提案されています一般会計、特別会計の予算の中にも集中改改プランに基づく予算が随所に提案されています。いずれも市民サービス切り捨てや負担強化もメジロ押しといわなければなりません。そこで、市長は果たしてこのような一連の施策について、市民の理解と合意が得られたと考えておられるのか、初めにお聞きしたいと思います。

以下、何点か詳細をお聞きいたします。

市役所分庁舎問題は、この間議論され、5月には廃止されようとしています。この件では、昨年の12月議会でも市長が、22年度を目途に利活用について検討したいと答弁されました。一方で、市民懇談会などでも、必ず活用ができるとは約束できないとも発言されています。今回の都市計画税導入時の議論の際にも、市民からは、分庁舎を廃止しながら、その上に都市計画税とは何だとの声も寄せられました。つまり、今回の都市計画税の見送りの際、その理由として、市のまちづくりビジョンと計画が明確でなかったとされていますが、その点だけをとればそのとおりでありまして、市は分庁舎廃止後の活用を早期

に検討し、市民の理解を得るべきと考えますが、改めてその方向をお聞きいたします。

2点目に、市内循環バスについての質問です。この問題でも、これまでの距離に基づく料金制からワンコイン制の利用体系になります。大きな改正点は、これまで無料でありました70歳以上の高齢者と障害者について、これを100円とされました。有料化についての理由は、高齢者・障害者であっても受益の一部を負担してもらうというものです。しかし、12月議会にも言いましたように、社会的に弱い立場に立つ方々のセーフティネットとして、せめてこれらの方々については無料化を存続すべきと主張しましたが、いよいよ4月実施、有料化に当たり、改めて関係者からも無料化存続の声が寄せられています。障害者の皆さんの社会参加・就労は当事者のみならず政治と行政の責任であります。ところが、今回の有料化により、これが大きく制限されかねない事態も危惧されます。市内の共同作業所に通所するある方は、1カ月約20日作業所に通所し、月額1万1,000円から1万2,000円の給料であります。この中からお昼の給食が250円で1カ月で約5,000円。これにより手元に残る給料は6,000円。この方が通所に循環バスを利用されていますが、これが有料化になると往復1日200円、20日間で約4,000円であります。このことにより実質月額収入が2,000円前後になります。私は、障害者の社会参加と就労の拡大を行政がかけ声をかけながら、このような負担を求めて、実際、これらの方々の社会参加と就労を奪うような、意欲を奪うようなことを行政が行っていいのか極めて疑問であります。改めてこのような問題も発生しようとしています。これらの方々の無料化は必要と考えますが、再検討を求めます。見解を求めます。

最後に、施政方針にかかわって、現在、国でも問題になっております定住外国人の地方参政権の認識について見解をお聞きいたします。地方政治は本来、すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために住民自身の参加によってすすめられるのが基本です。ですから、外国人であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税を初め一定の義務も負っています。そういう人々が住民自治の担い手となるのは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致しています。このような中で、本市でも昨年12月議会で住民投票条例を制定いたしました。本条例でも住民投票の投票資格者において、定住外国人を対象にしています。すなわち、先に言いましたように外国人であっても地方政治の基本がその地域に住む住民であることを踏襲したものと考えます。この問題で定住外国人に対する地方参政権は必要と考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に、国民健康保険法第44条に基づく医療費減免についての質問です。

国民健康保険法第44条では、所得の減少などの特別な理由により医療費支払いが困難な世帯に対して、自治体が独自に基準を決めて減額・免除を実施することが定められています。しかし、この制度は、50年前の1959年に実施を求める厚生省通知が出ております。同時に、国民健康保険法第44条に基づき医療費減免の申請がされたら、市町村は取扱要綱のないことを理由に却下できないとの見解も示されています。しかし、野洲市ではこれまで実施していません。

以上、経過と問題点を指摘して質問を行いますが、この問題では、市もご承知だと思いますが、厚生労働省は昨年7月1日、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についての通知を都道府県に通知いたしました。これによりますと、通知にはこのように指示しています。国民健康保険法第44条第1項では、保険者は特別の理由がある被保険者に対して一部負担金の減免又は徴収猶予の措置をとることができることとされている。こうした基準や運営方針について、医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めることとの通知が出ています。さらには、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるよう、厚労省が一定の基準を示すと通知をしています。

そこで、市はこれまで、県内自治体の足並みがそろわないとできない、検討中であると実施を先送りされてきましたが、昨年出ました厚労省通知が言うように、22年度中の実施へ本市でも直ちに検討が必要であります。この際、実施に向けての考えをお聞きいたします。

大きな3点目、住民投票条例の施行についてお聞きします。

この問題は、12月議会で投票条例が制定されました。施行は3年以内という内容です。市政における市民参加の重要事項であるにもかかわらず、施行が最大3年というのはこの問題に対する認識が問われなければなりません。3年以内の施行になる理由として、昨年の議会答弁では、国民投票法の施行や住民基本台帳法の改正により、そのシステムを利用できる可能性があるということでありました。であれば、この事務経費も軽減できるというものでありました。国の動きを見ながら施行時期を考えるとというのは、先に言いましたように、住民投票制度に対する姿勢が問われますし、この問題は、国の国民投票法に基づく投票者名簿作成は連動しないということでもあります。

1つに、国民投票制度に基づく投票者名簿作成は、このほど国が明らかにしましたように、当面20歳以上でスタートさせることが決まっておりますし、その点で本市の投票者

条件は18歳以上であります。また、定住外国人も本市は対象でありまして、名簿が合致しません。何よりも、国の国民投票制度に基づく投票者名簿と本市の住民投票制度に基づく投票者名簿は当然兼ねることができず、別立ての条件整備が必要であります。

以上を勘案すると、これまでの根拠が崩れていると思いますので、3年以内というよりも、至急施行のための準備を進めるべきだと考えますが、見解をお聞きいたします。

4点目に、農業振興について質問いたします。

1点目に、平成22年度に実施されます戸別所得補償制度モデル対策についてであります。この問題は昨年の衆院選でこれまでの農政にかわるものとして民主党が政策の目玉として実施を主張してきたものであります。その背景は、今日問題となっている日米自由貿易協定締結による米価下落に対応する次善の策としての導入背景があります。よって、仮にこの制度が今後継続されようとも、自給率を高め生産費を保証するようなものになるかは極めて疑問であります。このような根本的な制度矛盾があるにしても、現実的には22年度実施でありまして、農家の願いにこたえる制度にならなければなりません。

そこで質問ですが、このモデル対策は主食米の生産に所得補償を行う米戸別所得補償モデル事業と水田転作を支援する利活用自給力向上事業の2本立てとなっております。そこで、質問の1つは米モデル事業であります。米の生産調整に参加した農家に標準的な米の生産費と標準的な販売価格の差額を定額部分として支払う。これが10アール1万5,000円であります。さらに、10年度産米価が標準的な販売価格を下回った場合、それとの差額を変動部分として支払う2つの部分から成っています。

しかし問題は、補てん内容が農家の期待にこたえるものになっているかどうかの点では、決してそうはなっていません。標準的な生産費とした1万3,703円は、農水省の米生産費統計によりますと2008年産の全国平均1万6,497円よりも2,800円も低いものとなっています。これは標準的な生産費を算出する際に、政府の生産費統計に含まれる家族労働費の8割しか見込んでいないのが大きな原因であります。加えて問題なのは、標準的な生産に要する費用、すなわち、補償水準の1万3,703円といいますが、これが機械的に全国一律であります。しかし実際は、地域的、ブロック的に見ると、この補償水準、生産費は大きな違いがあります。とりわけ近畿地方で見ますと、ご承知だと思いますが、1万9,698円であり、補てんされるとはいえ、約6,000円の赤字となります。

以上、このように現在進められようとしている制度では、平均より生産費の高い地方や

販売価格の低い米を生産する地域では、赤字の一部が補てんされるにすぎず、これでは水田農業の衰退を防ぐことはできません。よって、農家のみなさんに誇りの持てる農業ができません。よって、いざ、戸別所得補償制度の実施に当たり、問題点の改善を市としても政府に提言していくべきだと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、市の農業振興策について、市長の施政方針でも平成22年度に市の農業振興計画策定を行うとしています。これまでこの振興計画については、本市独自の振興条例を制定して進めるべきだと提案もしてまいりました。しかし答弁は、条例で縛ったらいいものではない、現時点では考えていないというものでした。これまでの本市の農政を見る限り、以前にも言いましたが、国の農政の具体化は忠実であるが、例えば本市でも現在要望の強い農家の担い手育成や新規営農者への支援は、言葉では支援と言いますが、実際は具体的な支援策・システムは弱いと思っております。本人の努力に任されていると思えます。一つの例を示したものでありますが、真に本市農業の振興支援策を進めるには、振興条例の制定も含め、進めるのが有効だと思います。改めて見解をお聞きいたします。

次に、中小企業振興条例の制定についてであります。これまで議会でも市内の中小商工業者への支援を求めてまいりました。中小企業の位置づけを明確にし、系統的な支援をすすめるこの条例の制定を、市民が今ほど強く願っているときはないと思えます。言うまでもなく現在、日本経済は低迷が一層進み、本市でも雇用そして地域経済は疲弊しています。市内のある大工の方は、「仕事が全くない。月の半分以上遊んでいる」。また別の個人商店の方は、「売り上げが激減。あすの生活費すら心配」などと先行きへの不安が寄せられています。

それでも、大変な中でも、困難な中でも必死に営業努力を続けているのが中小商工業者の現実であります。ですから、営業と暮らしは、もはや個人の努力だけではどうにもならない事態です。これまで中小商工業支援策については融資制度を中心に一定されてはいますが、加えて、本市でも市内中商工業者の経営実際や小規模工事等契約希望者登録制度の創設、住宅リフォーム制度の実施など地域経済支援策が必要と考えます。これら野洲市としての当面の対策とともに、中長期の振興策が必要でありまして、よって、本市における中小企業の位置づけを明確にして、行政全般が系統的に取り組むための振興条例の制定が必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、工業振興助成金についての質問です。この問題も、集中改革プランとの関係では、市民にはサービス切り捨てと負担強化を求める中、その一方で企業には今後も振興補助金

を交付することは合理性がないものと考えます。少なくとも資本金5億円以上の大企業に対してはこの際、補助金を廃止すべきと求めてきましたが、企業との約束だからと今後も継続することを表明しています。

しかし、この補助金は雇用の創出も一つの理由にしているにもかかわらず、この間、村田製作所や日立ツールなどは、多くの派遣労働者や臨時社員の雇いどめ、解雇をしてきました。交付の根拠が崩れています。また、企業との約束だから、条例で決まったものという主張ですが、道理ある正当な条例の改正、すなわち、政策変更はあり得ることではありません。この点で、今回の集中改革プランで市民への負担強化は条例や規則、要綱の改正で進めているわけであり、市民への約束は変更するが、企業への約束は変更できないというのは、つまり、これこそ政治姿勢の問題と考えます。

改めてお聞きしますが、少なくとも資本金5億円以上の大企業については、この際振興助成金は廃止すべきと考えますが、見解をお聞きします。同時に、現在の資本金5億円以上の企業数、助成金についてお聞きしたいと思います。

最後に、教育方針について、教育長にお聞きします。

教育長の平成22年度の教育方針では、就学前では心の育ち、学校教育では生涯学習社会に適應できるための基礎的・基本的な力と自立の能力を、さらに、社会へ出てからは生涯にわたって学習する行動力を身につける教育として、そのキーワードとなるものは人権・環境・情報の3つから成るとしています。一見もっともなような見解ですが、問題はそれを進める具体的指針と理念であります。

その点で何点かをお聞きしますが、1点目は保育園を含む幼稚園、小中学校において、なによりも大事な点は、情操豊かで健やかな人間を成長させる教育実践であります。この点で、教育方針では学校間格差や競争意識を植えつける全国学力テストの是非や実施の有無については触れられませんでした。まこと教育長が言うような教育方針を進めようとするならば、学力テストはこれに反すると考えます。この際、参加をやめるべきと考えますが、見解をお聞きします。

2点目に、35人学級の実現についてであります。学校教育の基本は、子どもの基礎学力の向上であることは言うまでもありません。これにふさわしい教育環境・条件整備をすることが必要であります。この点、小中学校において35人学級の早期実現が急務であり、その要望は強いものであります。この方向について、どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

3点目に、教育方針では、人権が根づく教育風土づくりを一つの柱にされています。心の育ち、生涯学習社会に適應できる基礎的な力、自立などをうたっていますが、これはこれでそのとおりなのでしょうが、問題は、この間を見ましても学校現場でのいわゆる差別発言などの事象に対して、運動団体である部落解放同盟も参加して確認会・学習会などを行っています。これらの問題は、学校現場の問題・課題は教育現場で解決し、取り組むというのが本来の進め方であります。よって、一部運動団体が教育現場に関与することはあってはならないことでもあります。教育力が問われている問題でありまして、今後、運動団体は参加させないことを求めますが、見解についてお尋ねいたします。

最後に、滋賀県教育委員会が検討を進めている県立高等学校の統廃合問題について質問いたします。ご承知のように県教育委員会は今後、小規模県立高校について統廃合を行うことを明らかにしています。本年9月には一定方向を出し、今後進めようとしています。いざ検討が具体化されていきますと、野洲高校も統廃合の対象となります。高校教育の地域的適切な配置と教育条件と環境整備の観点からも、この統廃合計画は本市にとっても重大な問題と言わなければなりません。この問題について市教育委員会の見解をお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） おはようございます。日本共産党野洲市議会議員団の小菅議員の代表質問のうち、施政方針と予算編成の部分について私のほうからにお答えをさせていただきます。

まず、集中改革プランの市民理解と合意についてであります。昨年6月に財政健全化集中改革プラン（素案）を策定いたしました。この成案化に向けましては、透明性と協働性を基本として、市の広報、ホームページで情報を公開するとともに、市民懇談会や団体との話し合いなどで市民のご意見をお聞きし、また、特別委員会を初め議会のご審議を経て最終案として取りまとめをさせていただきました。

市民サービスの切り捨てと負担強化がメジロ押しというご指摘であります。集中改革プランが市民サービスの低下につながったということは基本的にはないと考えております。あえて言いますと、ふれあいセンター一般浴室が老朽化し、改修費に多額の費用が必要なことから12月末で廃止をさせていただいたところでもあります。また、使用料・手数料の見直しでは、元気カード所有者につきまして、循環バスやスポーツ施設等の使用料を全額

免除していましたが、負担の適正化の観点から小額の費用を徴収させていただくこととしました。市民懇談会でのご意見も踏まえて回数券や定期券を設けることで一定の負担軽減を図らせていただいております。

集中改革プランの見直し項目で議会での議決が必要な項目につきましては、9月、12月定例会市議会でご審議をいただき、議会の判断をいただいたものを今回、平成22年度予算案に反映をさせていただいたところであります。

なお、コミュニティバスの障害者の方の利用につきましては、具体的には後ほど市民部長のほうからお答えをいたしますが、これにつきましても一定の負担をいただくということで、今のご指摘でありますと確かに負担がありますが、バスが利用できない障害者の方がたくさんおられます。自分で移動しておられる、あるいは施設がバスで便宜を図っておられる。そういうことから考えますと、さきの議会でのご質問でもお答えしましたように、分子しか見ていただいていない。高齢者の方でも4路線から外れておられる方は今移動手段がないわけです。本当にお金を払ってでもいいからバスを通してくれとおっしゃっている方がいる中で無料の方がいる。そこに、一部適正にご負担をいただくということで、先般も当事者のお母さんからお手紙がありました。せめて回数券でもやってほしい。あるいは、施設の便宜をとということでしたので、そういう方向で詰めさせていただいております。詳細は後ほど市民部長のほうからお答えをいたします。

次に、分庁舎廃止後の利活用についてであります。これも従来から申し上げてますように、建物ありきで活用を考えることは基本的には困難であります。活用方策を民間から募ることや住民の方にもその検討にご参画していただくことで、平成22年度中には、利活用の方策を見出したいと考えております。これも昨日申し上げましたように、合わせて14万平米の実質普通財産の市有地があります。そういった膨大な分母の中で市の財産をどう活用するかという観点で考えるべきでありまして、私が申し上げたようにある建物をすぐにという簡単な話ではないというふうに基本的には考えております。

次に、定住外国人に対する地方参政権についてのご質問にお答えをいたします。

まず、参政権と市民参加制度として住民の意思・意向を確認して政策決定に反映させる仕組みである住民投票制度とは、その趣旨が異なるものと考えております。

日本が今後少なくとも半世紀の間、少子高齢化が進行すること、国の仕組みが先進国の中ではいわゆる閉じられたものであること、ヨーロッパ連合やアメリカ合衆国のような複数の国家間の連帯・連携の仕組みを持っていないことなどを考えますと、今後もっと開か

れたたくましい国の形にする必要はあるとは考えますが、そのためには、国際関係や日本国籍のあり方、あるいは地方だけでいいのか、国もかといった総合的な検討が必要であり、現在議論されているような形での参政権の付与につきましては、慎重に対応すべきものと考えております。

以下につきましては、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） おはようございます。日本共産党野洲市議会議員団を代表されました小菅議員の教育関係の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の全国学力・学習状況調査についてでございますが、全国学力・学習状況調査の主なねらいは、みずからの教育あるいは教育施策の成果と課題を把握すること、また、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じまして、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立して、児童生徒の一人一人への教育指導や学習状況の改善などに役立てることです。このことを踏まえまして、本市におきましては、平成22年度、抽出されました学校で実施する方向であります。

第2点目に、35人学級の実現についてのご質問にお答えします。本市では、市独自ですべての学校に35人学級を導入することは考えておりませんが、国に対しましては、県都市教育長会を通じて、段階的な実現に向けて継続して要望しているところでございます。

3点目の人権が根づく教育風土づくりについてお答えをいたします。市内の各校におきましても人権が根づく取り組みを進めているところであり、学校における課題につきましては、当然ながら学校が主体となって児童・生徒への指導を行っているところであります。また、確認会・学習会についてでございますが、これは、社会問題として存在する差別をなくすために、何が課題であるのか、何をすべきかを、行政と関係機関・団体が一緒に学び合うためのものであり、差別をなくし、人権を根づかせるための機会でありますので、特定の参加者を拒むものではないと考えております。

最後に、4点目の高校の統廃合につきましては、現在、県において検討会で論議されていると聞いておりますが、その具体的な内容はまだ市では把握しておりません。したがって、現段階ではお答えは控えさせていただきたいと思っております。

以上、小菅議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 皆さん、おはようございます。続きまして、施政方針と市予

算案についてのご質問のうち、コミュニティバスについてのご質問にお答えをいたします。

今回の料金改正につきましては、全く利用しない人や利用できない人との公平性の観点にかんがみ、来年度から一定の受益者負担をお願いするものであります。県下で高齢者や障害者の方を無料にしているのは本市だけであり、受益者負担の適正化の観点から、通常料金の半額である100円をお願いするものであります。

なお、市内の作業所に通所されている多くの方が、作業所の送迎バスを利用され、コミュニティバスの恩恵を受けている人は少ないのが現状です。送迎バスを運行している作業所には、国・県・市からも補助金を支出していますので、議員ご指摘の作業所についても、他の作業所と同様の対応を期待しております。

続きまして、3点目の住民投票条例の施行についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の国民投票法に係るシステムが、野洲市住民投票条例のシステム構築に利用できないことは、さきの12月議会における総務委員会で説明させていただいているところでございます。その折にも申し上げましたとおり、次年度に、入管法等の改正に伴う外国人登録法の改正及び住民基本台帳法の改正が控えております。これらは、平成21年7月15日に公布されており、その日から3年以内に施行されることになっております。こうした法改正には、電算システムの変更が伴いますことは申すまでもないことでありますが、住民投票条例のシステムを構築するに当たっては、そのデータ元となります住民基本台帳システムを整備した後に行うほうが、二度手間を回避でき、経費面からも得策と考えているところであります。

したがいまして、市の重要課題であります財政危機の折、財政面との合理性を考慮しながら、一方で、住民投票条例の重要性にかんがみ、いつでも対応できますよう、3年後とせず、3年を超えない範囲で施行することとしたところであります。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 皆さん、おはようございます。それでは、小菅議員の国民健康保険法第44条の医療費減免についてお答えを申し上げます。

44条の減免につきましては、医療機関窓口での一部負担減免の取り扱いについて、その対象者や減免率の適用基準、減免に伴う財源、また、医療機関や審査支払機関、あるいは他の自治体との広域連携が不可欠で、県域レベルで統一しないと実現が難しいことなど

から、これまで実施には至っておりませんでした。今年度、病院での医療費未収金問題を発端として、減免制度や保険者徴収制度の運用に係る国のモデル事業が、本県では甲賀市で実施されております。今後、その結果をもとに平成22年度中には一定の基準が示されることになっており、広域での取り組みへの課題解決につながるかは不透明であります、国が示す基準を踏まえ、適用に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 皆様、おはようございます。

それでは、小菅議員の農業振興についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の戸別所得補償モデル対策につきましては、平成23年度、再来年度の本格実施に向けまして、来年度モデル対策として実施をされるというふうになってございます。モデル対策として実施される中で、課題などを、県等を通じて提言してまいりたいというふうに考えておりますが、まずは当面、本市といたしましては、今回のモデル対策について、各農家が取り組んでいただけるように啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、新政クラブの河野議員からの代表質問でお答えいたしましたように、小規模農家への所得補償ですとか、あるいは、その反面の現象としての土地改良施設の維持管理への影響、それから、今、小菅議員からご指摘をいただいた全国一律のモデル事業の単価設定については検討の余地があるというふうに認識をしております。

2点目の市の農業振興策について、条例制定についてのご提案でございますが、これは議員からこれまで何度もいただいているところでございますが、昨年11月に野洲市農業委員会から出されました平成22年度野洲市農業施策に関する建議の中で、野洲市農業・農村振興計画の策定と、工程表に基づく確実な実現が重要項目の一つに位置づけられたことを真摯に受けとめまして、今般、施政方針の中でも野洲市における農業・農村の振興の展望を開く計画策定に取り組むことを述べたところでございますので、条例制定については考えておりません。

なお、昨年12月議会の一般質問で、小菅議員からこの建議書に対する市としての考え方について質問をされたときのやりとりを振り返ってみますと、小菅議員からは条例制定についての言及は一切なされていないことは、市議会のホームページの昨年12月10日の議事録を確認いただければ明らかでございますので、念のため申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、小菅議員の5点目となります中小企業振興条例の制定と6点目の工業振興助成金についての質問にお答えをいたします。

まず、5点目の中小企業振興条例の制定についてであります。昨日の新政クラブの河野議員の質問にもお答えをいたしましたように、商工業振興を推進するための方向性を明確にいたしまして、また、活性化を図ることを目的として（仮称）野洲市商工業振興指針の策定を、平成22年度に着手する予定でございます。ご質問の中小企業振興条例の制定については考えてございませんのでよろしくお願いたします。

次に、6点目の工業振興助成金についてのご質問にお答えをしたいと思います。資本金5億円以上の大企業についての工業振興助成金は廃止すべきであるとのことではあります。これまで条例に基づき交付をしてきた経過もございます。今後も約束しております助成金については財政状況を見極め交付をしていくものでございます。

なお、先の12月議会で、野洲市工業振興条例を改正をもって企業に対し助成金を交付しないことは法的に違反するのかがとご質問をいただいたところでございます。顧問弁護士に相談をいたしましたところ、既に債権は成立しており、条例改正をもって支払いを廃止することは不可能であるとの見解でございました。

また、2点目のご質問の、今後支払いを予定している資本金5億円以上の企業数あるいは助成額ということでございますが、企業数は6企業であります。助成額は約2億6、700万円を見込んでおります。よろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） ちょっと順番が逆になりますが、教育長にお聞きします。

全国学力テストそのものもこれまで問題だと言ってきましたが、加えてさっき言われましたように今回抽出方式ですね。野洲市の場合は、希望参加はされないんですね。いずれにしても、このやり方は百歩譲っても、より一層極めてあいまいな全国学力テストになったと思うんです。これまで学力テストを支持してきた教育学者ですら、この抽出方式に実施の意義が見当たらないと主張しておられるところもあるんです。だから、本当に、先ほど教育長がテストの結果を検証し改善云々言われましたが、少なくとも今回のやり方

は、百歩譲ってもそのような方向にはならないと思うんですけども、そういう意味から、どうしても実施するというのであれば、野洲では2校でしたか、3校でしたか。そういう感じで本当に野洲市にとってどのような効果を期待しているのか。これははなはだ疑問だと思っておりますので、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、高校の統廃合の問題ですけど、具体的な内容は知らないというか、つかんでないと言われましたが、つかんでないこと自身が私は問題だと思うんです。これは、昨年3月31日に県教育委員会の県立高校のあり方検討委員会が今後の県立高等学校のあり方についての報告書を出されたわけです。これは御存じですか。これによりますと、小規模な改革・改善の対応だけでは不十分、県立高校のあり方を根本的に見直し、学校の廃止を含めた大幅な統合・再編の必要がある。こういう報告書を出しているんですね。具体的には県内、現在46校があるわけですけども、1学年5クラス以下の高校を対象に統廃合を行うというものであります。5クラス以下の高校は、野洲高校も含め全県で25校あるわけですけども、具体的には、この平成22年度に県教委のつくる審議会で検討し、9月には答申をしてもらい、具体的に統廃合計画を今年度準備すると言っているんですよ。だから、ちょっと市教育委員会が県立高校といえども、この方向を内容をつかんでいないというのは、これはこれで問題だと思うんです。言うまでもなく、野洲高校は対象になりますし、地域に根ざした高校として、野洲市としても看過できない問題だと思うんです。ですから、市教育委員会のみならず、市全体で統廃合計画の検討をもっと注意深く、場合によっては統廃合計画をやめるということを求めることも含めまして、意思表示すべきやと思うんですけども、もう一度、今言いましたことも含めて見解をお願いしたいと思います。

それと、工業振興助成金ですが、たしか今答弁では債権は成立している、だから条例改正をもっても支払いは廃止できない、そう言われたんではしたかね。これは正確ではないですよ。これは以前にも言ったことがあると思うんですけど、沖縄県の宜野座村でよく似た事例なんですけども、企業誘致条例に基づく補助金制度があったわけですけども、村長選で村長がかわり政策変更をし、条例を廃止し、補助金打ち切りをしたんですよ。そして企業が損害賠償の訴訟をされたんですけども、最高裁では条例廃止を認め、損害賠償は発生しなかったと。つまり、先ほど弁護士さんに聞いて、債権は成立している、廃止はできないと言われましたが、問題は、廃止することに合理性・正当性・納得性があるか、そこが問われるんですよ。仮に裁判となってもですね。つまり、地方自治体は住民で構成されてますよね。その住民及び市長による政策変更は当然あり得ることなんです。これは

地方自治体の裁量の範囲ですから、廃止は可能なんです。実際いざ廃止してすべて訴訟が起こるとは限りませんので、常識という問題もありますので。だから、弁護士さんに聞いて、債権は成立しています、廃止はできない。今言ったことも含めて本当に検討されたんですか。もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、戸別補償制度ですが、正直言いまして、ある意味農家の皆さんは期待もあるけど不安もたくさんあるということだと思っんですけども、モデル対策には課題があって、県を通じて提言すると言われましたが、先ほど少し言われましたが、具体的にどういう提言というか、問題というか、課題があるとかいうのをもう一度教えてほしいんです。こういうことについて提言していきたい。その一つが先ほど言った部分なんですけども、本当にこの土台部分、1万5,000円の算出についても、本当に正確にきちっと見ていないですね。標準的な生産に要する費用は、もうご承知のとおり1万3,703円ですが、統計資料を見たんですけど、近畿地方の統計では、この生産に要する費用は1万9,698円という統計も出ているんですよ。これから見たら実に6,000円の差ですよ。こんな1万5,000円、とてもじゃないけど補償されない。大きな問題なんです。もちろんこの点については先ほど答弁されましたが、全国一律の単価設定については問題あるという認識、そういう答弁をされましたね。これは同じ意見なんですけども、そういうことも含めて、提言しようとされている問題点、課題、どういうことがあるのかを含めてもう一度確認しておきたいと思います。

昨年12月議会では条例制定の質問はなかったと言われましたが、そういう答弁を聞いてても、やはり市は市民から言われなければ何も物事を考えない。みずから農政のあり方を考えていくという姿勢がない。受け身の農政ということの答弁のあらわれですよ、それは。そういうのであれば、先ほど政策監も言われましたが、ことし1月ですか、農業委員かとの懇談会をされましたね。たしかその中でも委員の中から振興条例制定を求める声も出たと聞いているんです。出ているでしょう。だから本当に私の質問もそうですし、農業委員会あるいは農家の皆さんからの要望も真摯に受けとめないと私は考えるわけでありまして、改めて今言いましたように農業委員会の中からもそういう意見が出たということも踏まえ、本当に条例制定が必要ないと考えておられるのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

それと、医療費減免ですが、もちろん去年から全国、周辺では甲賀市でされたモデルも含めて、当然市のほうは知っておいでだと思っんですけども、今の答弁を聞いても結論的

には国の方向を見きわめて今後云々言われましたが、この国保法の44条の精神はそうではないと思うんです。これは実施することを地方自治体に本来は求めているんですよね。これも以前、もう何年か前に言いましたが、仮に市民からこの申請が出れば、市は受理しなければならないんですよ。市の条例規則があろうがなかろうが、法律では、減免申請が出れば受理しなければならないんですよ。そこまで法律ではうたっているわけでありまして、だから、単に国の方向を見きわめるという消極的じゃなくて、今回、昨年のお知らせも含めて、野洲市独自でもやると。全国的には多くの自治体が既に独自でやっているんですよ。もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、循環バスであります。私は市長の答弁にしても部長の答弁にしても、問題のすりかえだと思うんです。乗りたくても乗れない人がいるから公平性の観点から一定出してもらおうと言われましたが、現実、これも先ほどと繰り返しになりますが、作業所に通われるわずかな給料の中で、そこから食事代とか、今回また循環バスのバス代が場合によっては月4,000円、これで本当に障害者の皆さんの社会参加、就労拡大になるのか。プレーキの役割を果たしているんじゃないんですか。今回、修学旅行の場合でしたら、根本的には賛同しているわけではないですけども、所得制限で中学校の修学旅行の準要保護は事実上全額負担されることにしましたね。そういうことを考えれば、私は今回この循環バスのさっき出しました例は、それ以上に深刻な問題だと思うんです。市長でも結構ですし部長でも結構ですし、先ほどの答弁で本当に責任を果たしてと思っているんですか。もう一度お聞きしたいと思います。

最後に、これは市長答弁は結構ですけども、私は市長に言っておきたいんですけども、就任以来、行政方針及び市長の政策に基づく意思決定、これらについて情報公開なり市民の意見を聞く場とかいろいろ、これは前市政にはなかったことですから、これは多いに評価しているんです。しかし問題は、その推進を市民の立場で市民の思いを真摯に受けとめ、その立場で進めているかどうかということ、私は極めて問題だと思っているんです。都市計画税あるいは予算のこの間の問題でも、私は全体の印象として市民の声を聞く姿勢が感じなかったんです。はっきり言いますが、反対的な意見を受け入れない姿勢が市長にはあったと思うんです。事実、都市計画税、反対なら何も強行的に導入しない。そのかわり、てきなれば博物館を閉める、コミセンを閉める、市民サービスも下げる。私、こんな説明、答弁ではとても市民の理解は得られない、建設的な議論はできないと思うんです。あるいは、私は提案する、決めるのは議会だと、こういう発言もされましたが、こういう市政運

営の不信を拡大するだけだと思っんです。ですから、もっと市民の思い、市民の主張を真摯に受けとめて、そこから議論をスタートさせる、そういう姿勢が市長のみならず市の執行部には必要だと私は思っんです。これは弱かったと思っんです。

なお、先ほど言いましたように、この指摘は質問でもありませんし、要望でもありますし、本来の市政運営のあり方についての、これは私の考えの一端でありまして、答弁は結構ですので、それ以外の答弁を再度お願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 質疑ですから、答弁結構と言いながら一方的にご意見というのは、それはちょっとおかしいです。たまたまバスのことを言っていたいただきましたので、バスのごことに絡めてお答えをいたします。

私は常々オーダーメイドサービスをしたい、行政をしたい。普通行政というのは汎用で先に制度を決めてしまってます。市民の方が何か来られても、いや、これは制度にありません。結局だれにも合わないわけです。だから汎用じゃなしに、むしろ課題あるいは個人の問題解決に向けた制度。ただ、それを、制度を無視してはだめでして、それを制度化する。その制度が結果的には汎用して、いわゆるユニバーサルになるわけですね。オーダーメイドがユニバーサルになるという観点でやっています。ですから、この1年間いろんなことを工夫して、ご意見をいただいたら回数券をつくったり定期券つくろうとかやっているつもりです。あと保育所のサービスでも多分来年度から画期的なサービスが個々に始まります。自慢してませんけれども。いろんなご意見は聞いているつもりです。

今回のバスも、さっき申し上げたようにきちっと、多分当事者のご家族だと思っいます。お手紙が来ました。はっきり書いてました。定期券でもいいから工夫してもらえないかと。払いますと。そして、市内の全部の共同作業所の実態を調べてもらいました。さっき部長が説明しましたように、基本的には送迎をしています。だから、循環バスで通っておられないほうが多いわけです。だったら今のその方にも、補助も出しているわけですから、サービスをバスの送迎でという話も今個々にしています。ご家族は定期券でもとおっしゃっている。定期券があれば共同作業所へ行くだけじゃなしに、今回からは土曜日も動かしますから、行く行くは日曜日も動かしたいと思っますから、より社会参加が広まると思っいます。一方では、これも少しご意見があったから、そういう意見もあるので、また後にも説明しますけども、タクシーチケットの助成をぐっと上げました。これは先生方から言っただいてません。職員の判断でやりました。だから決して今おっしゃったようなことじゃな

しに、個別に解決していると思いますから、聞いてるとか聞いてないとか、そういう話ではないと思ってます。

ただ、市民説明会で何回も説明をいたしました。これはやはり職員が市民の方の意見も受けながらつくった案ですから、一定それなりの自信があります。言われてへなへなとしているようなものでは、これは失礼でもありますし、ですから対論はきちっとやります。

それと、お金が限られているわけです。だれかがごちそうを食べているとか、だれかの懐に市民の税金が行っているということは今の市政では一切ありません。これだけ縮小している中で工夫をし合っているということですから、当然負担が高まって当たり前なんです。天からお金が降るわけじゃないです。市民説明会でも野並議員が同和对策費を減らしたらいいとおっしゃいました。でも同和对策費、2億円はないんですよ。人権施策の人件費も全部含んでます。それでも2億しかないわけです。2億切っていると思いますけど、来年度はもっと切ります。今想定していた都市計画税は3億円です。足りない財源は10億円です。その中でどこへ出てくるかという観点から、やっぱり市民の立場、市政の立場に立ってご判断をいただきたい。何か言いがかりみたいに、聞かないとか強行だとか、そういうつもりは私は全くなかったと思いますので、ぜひやわらかい心で対面させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 順次、指名いたします。教育長。

教育長（南出儀一郎君） それでは、小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目は、全国の学力・学習状況調査の抽出についてでございますが、抽出校につきましては、小学校2校、中学校1校ということで、平成22年度実施をする予定になってございます。また、学校からの希望調査についてはございません。そして、抽出についての効果等についてでございますが、悉皆調査というのを前回、前々回としたところでございます。そして平成22年度は抽出調査ということでございますが、全国の学力状況あるいは学習状況の傾向だとか、あるいはその中の課題を見るということが大きな目的でございます。そういったことで、次の学習指導や、あるいは教育施策に生かしていくということが目的でございますので、そういった意味では、この抽出の数ということが十分であろうかと、そんなふうには認識をしておるところでもございます。

次に、高校の統廃合のことでございますが、高校統廃合についての検討委員会が県のほうで立ち上がっているということは承知をしております。詳細については、今後また十分

に検討をしていきたいというように考えておりますが、野洲市には歴史ある野洲高校が1校ございます。そういったことにも関係する内容でございますので、今後そういった県の動きについては注視をしていきたい、そんなふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再質問の工業振興助成金につきましてお答えをしたいと思います。

沖縄県宜野座村の例をお話しいただきました。そして、最高裁での判決等のことでお話をいただきました。このことについては今ちょっと認識はしておらないんですけども、議員の質問の中で本当に検討されたのかと。弁護士の相談等お答えをしましたんですけど、本当に検討されたのかということでございますが、弁護士にも今までの事務の経過等も流れをお知らせして、その中での見解をいただいたところでございます。沖縄宜野座村の訴訟の内容等は承知をしておられないわけでございますが、今それのお答えは控えさせていただきますが、仮に、大きなリスクといたしましては民事上の問題が発生するのではないかということが1点ございますので、そういうことも考えに入れて、当然宜野座村のことも確認をしていきたいとは考えております。

ただ、市におきましては、交付の考え方というのは先ほども申し上げましたとおり、交付をしていこうと、そして政策変更はしないという立場に立っておりますので、そういうことで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の再質問、農業振興関係についてお答えを申し上げます。2点あったかと思えます。

まず1点目は、今の戸別所得保障モデル対策について、どういう意見を言っていくんだと、どういうような提言をしていくんだというようなお尋ねだったかと思えます。当然これからやっていく中でいろいろまた出てくる問題はあるかと思えますが、そこはまだまだ動いてませんので、それはちょっと今できません。まずは今想定されている話というか、既にモデル対策をやられるときにも、野洲市のほうからもご意見として農水省に出させていただいている話があります。それは、集落営農組織とか集団化してやっておられるような

ところと、本当にまだ小規模でやられているところと、これを一律でやるというのが今の民主党の政権になってからの政策になってますけど、これで本当に守りたい農地を守れるんでしょうかというところは、これは我々ちょっと考えなきゃいかんかなと。要は、昨日の三和さんの関係の、いわゆる市街化区域の農地のところの話。ここについても生産調整さえすれば今の制度では10アール当たり1万5,000円もらえますという制度体系になっているわけでございます。ですから、本当に、要はそういうところにもずっと、もちろん農地を守っていただくというのは、これは可としますけれども、我々、特に農政を担当するほうの立場としては、いかに農業振興地域の中で農地を守っていくか。そこに集中をしたいなという思いがありますので、そこまで幅広く大盤振る舞いしてどうなんですかというようなところのお尋ねはさせていただいているというところでございます。

それから、あとは、もう1つ、いわゆる条例の話についてですが、受け身ではないのかと。要は、言われなかったからやらないよという話じゃないのかというような、そういう話で先ほどのお話を申し上げたわけじゃなくて、もし議員が条例制定についてずっと情熱をお持ちなのであれば、一貫性を持って12月のときにも条例について少し言及をしていただけるとありがたいということで申し上げたということでございます。当然、今、農業委員会の建議を受けて振興計画を立てると、来年度の早い段階でまずは骨子をお示しをさせていただいて、皆様とご議論をいただいた中できちっとつくっていくということをおっしゃっていただいております。当然それをつくって、つくった暁の中で、またこれ、要は計画だけだったらちょっと計画倒れと違うかというようなご意見が、ひょっとしたらまた出てくるかもしれません。だから、当然、計画をまずは我々のほうでつくらせていただいて、それから、もしそれで、その実行は不十分じゃないのかとか、そのようなご意見があればまたそういうようなところでの検討はあり得べし話なのかなというふうに今考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 小菅議員の再質問の44条についてお答えを申し上げます。

おっしゃっていただきました国保の44条の法の趣旨については理解をしております。ただ、この趣旨については、することができるという条項になっていて、市町村が取り組むかどうかというような形で理解をしております。これにつきましては、先ほど申し上げ

ましたように、広域化というのか、医療機関含めて理解いただくとともに、野洲市民だけでなく、今、国保も広域化の課題がある中で、ある意味では1つのスケールとしては滋賀県民が等しくこの法のもとで適用されるべきだということを考えております。国もモデル事業の中でも実はこの課題があるという、ある意味では示しているなど、ここに昨年7月に来てますけども、本モデル事業の結果を検証し、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるよう一定の基準を示す予定であるということですので、国もこれから実際のところはできることを考えていくという状況ですので、本市としましては、これを見きわめながら、これまで国保担当課長で検討しておりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 先ほどの小菅議員のコミュニティバスに係ります再質問にお答えをいたします。

以前にもお答えいたしましたように、急激な負担を避けるためには、割引回数券の発行もあわせて予定しておりますし、これを利用いただきますと、実質1回当たり87円でご乗車いただけることとなります。今後は、心身障害者燃料費タクシー利用助成事業の充実や定期券等の検討など、その対象者それぞれに焦点を当てました福祉対策の取り組みなどで対応してまいりたいと、このように考えております。コミュニティバスが市の直営とか、均一料金化、有料化、小型化した工夫を凝らしたということで来年度から運行するわけでございますけども、このことによりまして、先ほど市長も申し上げましたように土曜日の運行も再開することができたと、このように考えております。

それからまた、通所施設への送迎サービスの補助や、施設の経済的支援によりまして利用者負担の軽減を図ってまいりたいと、このように考えております。そしてまた、来年度の試算ですけれども、障害者の皆様に利用料を負担していただく額を予測しておりますのは、大体30万ぐらいかなというふうに予測しておりますけれども、先ほど申し上げました心身障害者燃料費タクシー利用助成事業のうち、タクシー利用の助成につきましては、先ほど市長が申し上げました市長への手紙においてのご提案もいただきましたことから、タクシー事業の助成につきましては、個人におかれましては年間で3,000円のアップとなりました。予算額で申し上げますと、昨年度と比較しますと、1,080万が1,360万8,000円と280万8,000円、財政債権の集中改革プランの中にもありまして、

障害者福祉施策の充実が拡大されたと。トータル的に見ると、障害者福祉は充実したのではないかと、かように考えます。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） いずれにしましても、先ほど市長に言いましたように、答弁いただいたんですけども、市政は市民のものでありまして、その代表がある意味市長もわからないですけども、私の言いました思いを持って今後市政運営していただきますよう申し上げます。

以上です。

議長（鈴木市朗君） それでは、暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたしたいと思います。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、公明党、第7番、矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。公明党を代表いたしまして質問させていただきます。

今回の通常国会での論戦では、鳩山政権の3つのKが焦点となっています。第1のKは、献金偽装などカネの問題であります。鳩山首相の献金偽装、小沢幹事長の政治資金問題という不透明な政治とカネの問題であります。政権与党の党首と幹事長の、それぞれ複数の秘書が起訴されるという憲政史上空前の異常な事態であります。民主党政権に対します国民の失望感が広がっております。各マスコミの世論調査では、ついに鳩山内閣に対します不支持が支持を逆転いたしております。その要因は、政治とカネの問題に対します疑惑が深まっているだけでなく、一連の各紙の社説で最も多く登場した文言が自浄でございます。指摘されていますように、民主党内から鳩山首相や小沢幹事長のお金の問題に対する追及はほとんどなく、民主党の自浄能力が問われており、国民の政治に対します信頼が失われつつあります。

本市においても、今こそ市民の皆様から信頼される市政運営が望まれているときであります。我々野洲市公明党は、市民の皆様によりわかりやすい市政と、市民の生命と生活を守るため、よりよい政策を訴え、実現を目指してまいります。本市においては、昨年より集中

改革プランの中で、この大変な経済状況を乗り切ろうとしているところであります。さらに、今期末は法人税が減収になりそうな気配で、本当に市政の力量が試されているときであります。

そこで、本日は、市長の施政方針および教育長の教育方針並びにその他市政に対します質問を行いますので、明快な回答をお願い申し上げます。

初めに、市長に対しまして、施政方針に対します質問をいたします。

今回、予算編成市民懇談会を2日持ち、市民の意見等を取り入れていただいて、野洲の元気と安心の生活をつくる予算案とのことですが、具体的な取り組みについての見解を伺います。

この3月議会へ見送りになりました都市計画税経過と今後の都市を計画する上での位置づけをどのように持っていられるのか見解を伺います。

市長のマニフェスト、もっとのびのび自由にの中から何点が伺います。

子どもたちの安全な通学路確保、公共施設のバリアフリー化事業の今後の取り組みと現時点での危険な個所の認識について見解をお聞かせください。

次に、もっとワクワク楽しくの中から伺います。

計画的な新市街地の形成を図りますとありますが、具体的な計画はどのように取り組んでいられるのか伺います。

市民参画の力強いまちづくりとはどういったことを示すのか伺います。

農政について、持続可能な振興についての具体的な計画施策、米粉スイーツの加工体制の整備促進を本市独自のものにし、特産物開発まで繋げていただきたいが、見解を伺います。

市内循環バスの運行事業を市の直営とし、高齢者の外出支援を図る目的は十分理解できません。また、ワンコインでの受益者負担の原理も理解できますが、年金暮らしの高齢者の負担をできるだけ軽減できる工夫を凝らしていただきたいものであります。例えば、1カ月1,000円から2,000円のカードで、何回でも乗り降りできる、仮称、どこにも行ける元気カードの発行を提案しますが、見解を伺います。

景観対策といたしまして、野洲市の特徴ある景観を観光の目玉にできる景観を望みますが、市長の景観計画の具体的な構想を伺います。

次に、もっとしっかり安全・安心の取り組みの中から伺います。

篠原幼稚園、篠原保育園の園舎の一体的な整備について、地形的な問題から横断時の安

全は確保できているのか伺います。例えば、横断歩道が2箇所できないと聞いておりますが、他市におきまして実際行っていた横断歩道の長い歩道を実現している例がございました。これを提案しておきます。

環境対策について、クリーンセンター平成28年建てかえについて、これからの市民全体の問題といたしまして、市民への周知はどのように進めていかれるのか伺います。

障害者の自立支援を目的といたしました障害者社会就労体験事業について具体的な取り組みを伺います。

次に、財源について、一刻も早く景気が持ち直すことが望まれるところでありますが、いまだその気配は少しも見えてきていない状況であります。本市においては平成20年度から集中改革プランの中でかなりダイエツトしてきたところであり、今後においてさらなる経費削減の見通しと財源確保についての見解を伺います。

次に、教育長に、教育方針について伺います。

本市の将来を考える上で、児童・生徒の成長は大変重要な施策であります、その意味からして学校教育、生涯学習が時代の流れに調和していかなければならないと考えます。つぎの点を質問いたします。

1、教育を取り巻く状況が大きく変革してきているとのことですが、具体的には、平成18年度前と後ではどのようなことが、変わったのか伺います。

2、世界に羽ばたく人づくりと掲げておられますが、本市のよいところであります伝統と歴史遺産を活用した教育が必要と考えますが、どのようにこれらを取り入れていられるのか見解を伺います。

3、年々増加している教育課題について複雑化しているとのことですが、具体的にはどのような問題が多く発生しているのか、また、問題解決チームを学校以外から選出してこれらの問題解決に当たり、少しでも現場の先生方の負担を減らせないか、昨年も提案しましたが、見解を伺います。

4、元気な学校、園づくりについて、教師が元気を出して活動とありますが、先ほどもありましたように、学校問題が複雑になる中、教師の元気づくりの取り組みについて見解を伺います。

5、前政権時、緊急経済対策の取り組みで、情報（ICT）教育について、来年度予算によろやくCPUの導入がほぼ全小中学校に決まりますが、これからの社会を生き抜くためにも本当に子どもたちの大切な教材と考えます、きめ細かい指導を、特にネット社会の

サイト等の危険性等、具体的な例を挙げての教育が必要ですが、見解を伺います。

6、各学校の支援員が配置されていますが、本来の仕事と兼務と聞いております。実際の仕事内容と実勢がどのようになっているのか。また、今回2校のみコーディネータを配置し、配置の充実を考えておられますが、今までの支援員とのかかわり方と今後の人員の増加は、どのようにされていかれるのか見解を伺います。

7、子どもたちの読書運動は、大変重要と考えます。2010年、本年は国民読書年になっていますが、国の取り組みについて、本市の現状と、これまでの学校、学年での取り組みは違いはあると思いますが、実態を伺います。

また、市立図書館の取り組みの中で、学校用の貸し出しセットの取り組みをされようとしておられますが、具体的な内容を伺います。

次に、以前、各自治会での取り組みで、自治会の図書を順番に回して子どもたちや市民の皆様に喜ばれていましたが、現状を伺います。

また、これからの高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者が一番近い自治会図書館に足を運ばれ利用されることが望ましいが、それには新しい図書があることが前提になりますが、この取り組みについての見解を伺います。

8、幼保一元化への取り組みが進む中、教育委員会と幼児課との連携が大変重要になってきます。縦割り社会の中で横のつながりをどのように調整されるのか見解を伺います。

9、安心・安全な教育環境づくりについて、特に公明党は教育施設の耐震化をこれまで進めてきました、ようやく本市も全小中学校に整備されることになり、一刻も早く整備されることを願います。具体的に時系列で市民の皆様に周知を考えますが、見解を伺います。

10、子どもたちにとって健康を維持するために食事は極めて大事であります。学校給食について問題点は今のところないのか伺います。また、地産地消の観点から地元食材の使用状況を伺います。

11、子どもたちの安全確保のため、朝夕見守り、スクールガード、愛のパトロール、子どもSOSとご支援をしていただいております皆様に対しての感謝の意味を込めまして、長年続けてこられた方に対して教育委員会からの感謝状等の気持ちが必要と考えますが、見解を伺います。

12、次に、人権が根づく教育風土づくりの中から何点が伺います。

「人のよいところを探し、認める風土づくり」が重要との事ですが、具体的には学校・園ではどのように取り入れられているのか、また子どもたち同士でどのような形で行動に

移しているのか、保護者の皆さまに、家庭での取り組みについての指導はどのようにされておられるのか伺います。

人権啓発の民間事業との連携は、どのような形でされているのか伺います。

13、次に生涯学習と生涯スポーツの充実について伺います。

各学区にありますコミュニティセンターとの連携が必要とのことですが、現在は、野洲市地域子ども教室の中で、地域の子どもは地域で育てるを合言葉に、子どもたちの週末におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を進めておられることは、大変よい取り組みと評価しております。

その中でも際立っているのが、祇王ほほえみ体験学習の中で祇王子ども合唱団・よさこい祇王教室、篠原地域子ども教室では、しのっ子ジュニアオーケストラ等は大変多くの活動をされております。このような取り組みを、さらに多くの子どもたちの参加と地域の住人の参加、また、各専門分野の指導者の確保が必要になりますが、財源の確保と人員の確保、さらには持続的な施策として取り組みが必要ですが、見解を伺います。

生涯スポーツに関しまして、中里学区・兵主学区子ども会による球技大会が、各自治会の子どもたちが1チームになり、年に2回ほど開催されており、年少から年長の子どもたちが一体となって練習をされている姿は、本当に今大事な取り組みと考えますが、他の学区でも必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

14、次に文化遺産の継承と豊かな文化の創造の中から質問いたします。

歴史民俗博物館の利用につきまして、子どもたちにとって野洲市の歴史を知る上でも大変重要ですが、小・中・園の子どもたち個人の利用状況、また授業の一環として利用はどのくらい時間を使っているのか伺います。

絵画・書・音楽などの活動について、滋賀県が文化振興条例をつくりましたが、本市においても昨年、公明党梶山議員が条例の必要性を提案しております。回答は、教育振興基本計画の中で考えていくとのことでしたが、進捗状況と、これからの取り組みについての見解を伺います。

15、次に、教育委員会の活性化について伺います。

教育の現場を多くの市民に知ってもらう機会づくりは、これまでどのようにされてきたのか、具体的な形で伺います。

これまで、教育委員会に園・学校の保護者からの意見が寄せられていると思いますが、どのように処理されてきたのか伺います。

昨年より毎年11月1日を野洲市教育の日に告示し行事をされていますが、市民の皆様への周知、認識はどのくらいのまで来ているのか、また、これからの取り組みについて伺います。

次に、本市の安心・安全なまちづくりの4点の角度からお伺いさせていただきます。1つ目は介護現場について、2つ目は高額医療費の改善について、3番目は診療報酬改定によります地域医療への影響は、4番目、子宮頸がんワクチンの公費助成への形でさせていただきます。

このたび公明党は介護総点検を全国規模で行いました。滋賀県各市、本市においても調査を行ったところです。この中から何点かうかがいます。

(1) 介護保険事業計画の推進状況の確認と推進の中で伺います。

特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者の実数把握はきちんとされているのか、また、その待機者解消策に向けて、実効性のある実施計画が制定されているのか伺います。

特養ホームへの入所希望が多いが、なかでも利用料の負担が少ない多床室や、老・老介護や老・障介護に対応できる2床室の要望もあります。介護施設の調整を行う上で、今後配慮すべき点ではありますが、見解と取り組みを伺います。

今後において有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設の施設整備状況とともに、当該施設利用者の経済的負担の実態把握とその負担軽減を伺います。

介護施設の中で老朽化しているところも見受けられるようになってきております。また、冷暖房等の設備に関しても非効率的な状況になっているところがあり、施設・設備の改修につままして今後ルール化が必要であります。公的支援に向けた基準づくりと具体的な取り組みについて伺います。

(2) 要介護認定のあり方について伺います。

全国市町村調査要介護認定のあり方について、利用者や事業者から寄せられた意見で多かったものは、「認定審査に時間がかかる」が6割を超え、「認定結果が低い」「認定審査員や訪問調査員の負担が大きい」が続いております。そこで何点か伺います。

介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを利用したい方が困っている状況があります。本市においては調査、認定までどれくらい時間がかかっているか伺います。また、その時間短縮のためにどのような手立てを講じているのか伺います。

法の精神から言いますと、申請申込時点からサービスを受けられることになっていいますが、現状は何日後から介護サービスを受けられているのか。市として、ケアマネジャー

による聞き取り調査による仮認定でのサービス提供について、どのように考えておられるか伺います。

介護保険適用までの事務が煩雑で時間がかかり過ぎている。事務を簡素化してスピーディーに、すぐ使える制度に改善すべきであるが、実態と改善に向けた取り組みについて伺います。

(3) 介護サービスの充実についての中から伺います。

(a) といたしまして、小規模多機能施設の設置促進 について、今後充実していきたいサービスの中では、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホームがともに4割を超え、介護老人福祉施設が4割近くに迫っております。このほか、短期入所生活介護、訪問介護に力を入れていきたいと答えた自治体が多くございます。この中から伺います。

地域で暮らせる環境を拡大するため、本市において、現状は1事業者ありますけれども、小規模多機能施設の設置促進への取り組みをどう考えているのか。また、今後必要なサービスについては、どのように考えているのか伺います。

地域密着型サービスを充実させ、365日、24時間の在宅サービスが求められています。そのための拠点整備として、小規模多機能型施設等の整備が求められていおりますが、現状と課題、取り組みについて伺います。

小規模多機能施設の設置が進んでいない状況がありますが、課題と改善策及び今後の設置に向けた取り組みについての考え方を伺います。

(b) 混合サービスについての中から伺います。

本市におきまして混合サービス、混合サービスと申しますのは介護保険制度で使えるサービス以外の実費負担を伴うサービスの混合であります。についてはどのように考えているのか伺います。

(c) 介護事業者の駐車スペース確保について伺います。

市単独で、高齢社会に向けて、介護サービスの充実のためにヘルパー、ケアマネ等の利用する車両の駐車問題につきまして、地元警察と協議して特別の許可証あるいは公的駐車スペースの確保についていかに考えているのか伺います。

(4) 認知症を予防し、また介護予防で元気な高齢者をつくるための施策・介護予防策の拡充を図るべきであり、現在実施されている予防策の現状と課題、今後の取り組みについて次の点を伺います。

介護予防事業の啓発の積極的な取り組みについて伺います。

介護予防体操などの開発、健康体操の普及、中身は、老人会の活動、充実・保健師活用などの活動状況について伺います。

閉じこもり、認知症予防対策について、回想法の取り組みについて伺います。

音楽療法、園芸療法、学習療法など各種療法をもっと積極的に導入すべきであるが、現状と今後の取り組みについて伺います。

地域にある既存の高齢者向け施設等をフルに活用し、転ばぬ先のつえとして転倒予防体操など本市の取り組んでおられます筋力トレーニングのさらなる拡充が必要と考えますが、利用状況と今後の取り組みについて伺います。

(5) 介護保険事業外の高齢者のため、福祉施策の推進の現状から見て次の点を伺います。

今後の取り組みといたしまして、高齢者専用賃貸住宅等の設置などについてどう考えているのか伺います。

高齢者の方が常に携帯して持ち歩く安心カードの配布について伺います。この安心カードの中身といたしましては、氏名、住所、年齢、血液型、親族の連絡先、かかりつけ医、本人の持病・アレルギー、国民健康保険の番号などを記入したものであります。

地域で支える高齢者福祉の環境整備について、例えば、ふれあい会食、ふれあいサロン等の各自治会の状況について伺います。

特に単身者、高齢世帯に対します安否確認、緊急通報事業、宅配弁当事業、お誘い隊などの本市の状況について伺います。

高齢者向け、配食サービスをもっと利用しやすくすべきであり、在宅要介護支援者向けに公的支援の拡充策が必要ですが、見解を伺います。

(6) 介護家族や高齢者世帯に対します相談体制の設置や拡充の現場より伺います。

介護難民という言葉が生まれるほど、家族の介護をするために離職せざるを得なかった家族などがおられます。そうした介護家族へのきめ細かい相談業務の実施についてどのように考えておられるのか伺います。

独居高齢者、高齢者世帯などの介護弱者に対しましてきめ細かい相談体制が必要であり、子育てにはファミリーサポートセンターがあり、さまざまな相談、要望に対応できる環境が整っておりますが、高齢者に対します体制について現状を伺います。

(7) 在宅介護の環境整備について伺います。

(a) 住環境の現場から見て、自宅で介護を受けておられる人のうち、困っていること

は、介護する家族の負担が大きい、身体的、精神的、経済的、これが35.8%と最も多い数値になっております。本人や家族の具合が悪くなったときに一時入所できる施設がない、これが18%、利用料が高いが18%、介護施設への入所待ちは11%であります。

そこで次の点を伺います。

家族の負担が多いが多数を占めておりますが、その解消のために在宅介護の環境整備が一番の取り組みになります。地方自治体におきまして介護保険の中で住宅改修をサービスとして行うのではなく、一般会計から広く高齢者の在宅生活の居住性・安全性の確保の観点から、高齢者住宅改修事業を行っている他の市があります。本市においても、在宅介護家族の応援として、手すりの設置、フロアの段差解消、浴室の改修、トイレ改修など独自財源で対応することが適切な住環境整備になり、介護予防の観点からも自立支援の観点からも大切な視点であると考えますが、この点について見解を伺います。

身体的・精神的な負担の軽減の意味で、一時入所できますショートステイ、可能な身近なグループホームあるいは特養におけるショートステイ床数の確保について、本市の状況について伺います。

要介護者でも生活できるシルバーハウジング等の高齢者向け公営住宅の拡充が求められております。既存公営住宅のエレベーター設置へ向けての取り組みとあわせて、バリアフリー住宅整備に向けた取り組みの状況について伺います。

(b) 福祉用具の貸与の状況について伺います。自宅での介護サービス利用は、デイサービスが40%、ショートステイが17%、福祉用具が16%、ホームヘルプサービスが15%の順でデータが出ておりますけれども、次の点を伺います。

福祉用具の貸与も最も利用割合としてありますが、その中で重要なのはベッドとポータブルトイレであります。ケアマネジャーのレベルによって、その貸与の実態が利用者のADLに即しているのが対応がばらばらな場合がありますが、本市におけるベッドとポータブルトイレの貸与等におきまして、担当部課はケアマネジャーにどのような指導をされているのか伺います。

(8) 共助によるボランティア活動の推進について伺います。

認知症サポーター100万人キャラバン、今後の認知症高齢者の出現率を考えると、認知症サポーター100万人キャラバンに対します各自治体の積極的な取り組みが急務ではないかと思いますが、見解を伺います。

(b) 介護支援ボランティアについて伺います。

全国的な広がりを見せている高齢者が地域で活躍できる環境づくり、元気な高齢者が支え手になる取り組みが必要であります。本市での制度導入を検討しておられるのか伺います。

介護ボランティア活動のポイント制の取り組みについて、例えば、昨年度提案しております、介護施設等へ、ボランティア活動に対しまして1時間当たり1ポイントとして加算して、年間で調整し、介護保険へ還付できるシステムづくりを提案しますが、見解を伺います。

(9) 負担軽減について伺います。

利用料軽減へ公的支援の充実として、認知症対応のグループホームなどでは、利用料の負担が重いとの声が強く出ております。これら特定施設への公的支援の充実が求められているが、入所者の実態と今後の取り組みについての見解を伺います。

その他、介護現場の実態より伺います。

介護職は重労働、低賃金のため、余りやりたくない職場という声が上がっておりますが、重労働という点では、配置基準の見直し、2対1、夜勤体制の見直し、3交代など、看護師や男性介護士の充実が求められているが、現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

介護保険制度のキーパーソンは、ケアマネージャーであります。処遇改善、人材育成、資質向上を図るとともに、権限を与えるべきであると思っておりますが、現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

外国人の介護職員、研修生も積極的に受け入れるべきであると考えますが、現状と今後の対応について伺います。

次に、高額療養費の改善について伺います。

医療費が高額になった場合に、一定の上限額まで払えば済む高額療養費は世帯で合算できます。しかし、70歳未満の場合に、1回の医療費が2万1,000円を超えないと合算できない。高額だからこそ上限を決めているのに、なぜだめなのか。そのほかにも、月をまたぐと合算できない、同じ医療機関でも、歯科とその他の診療科目が違った場合、歯科は別計算、2つ以上の医療機関に別々にかかった場合も別計算で合算できない、同じ医療機関の中でも外来と入院は別計算など、なぜこういうことが起こるのか。このような質疑が参院予算委員会で公明党の山口代表により行われておりました。これに対しまして鳩山首相の答弁は、それはレセプト、診療報酬明細書が電子化されておらず、2万1,000

0円以上の部分を名寄せし、合算しているのが実情、将来的にはレセプト電子化の進展で運用改善が可能か検討したいとし、まず、今年の4月から政令を変えんとしています。また、一つの病院では科が別だから合算できないので、それは4月から改善すると答えられております。

次の点を伺います。

(1)本市の国民健康保険加入者のこのような実情と対応について伺います。

(2)病院における合算改善の対応について伺います。

3番目、診療報酬改定によります地域医療への影響から伺います。2010年度の診療報酬改定が2月12日、中央社会保険医療協議会から厚生労働相に答申され、新年度この4月から実施されることになっております。改定内容は医療の提供体制や患者の負担に直結してまいります。地域医療がどのように変化するのか、市民に身近な医療がどのように変化するのか大いに注目されるところでございます。今回の改定の特徴的なのは、深刻化した医療崩壊を食いとめるために、医療機関に支払われます診療報酬が10年ぶりにプラス改定され、その大半が入院治療に配分されたこと。また、疲弊しております病院勤務医の待遇改善がねらいであります。逆に、緊急入院料などの患者負担がふえることも明らかになっておりますので、次の点を伺います。

1、新年度から診療報酬の改定で市民にとって最も身近な医療はどのように変わるのか伺います。また、診療明細の発行が無料で義務づけされたことは患者さんにとってどのようなメリットがあるのか伺います。

2、地域医療の担い手であります医師不足が指摘されている救急や産科、小児科、外科の再建と、病院勤務医の負担軽減についてはどのように配慮されたのか伺います。

3、社会問題化しております妊婦のたらい回しや救急医療などの現場にどのような配慮がされたのか伺います。

次に、4点目の子宮頸がんワクチンの公費負担助成について伺います。

若い女性にふえ続けております子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しております。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評なことに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートしております。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっていると推計されております。主な原因はヒトパピローマウイルスの感染と特定されております。予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占めている16型と18型のウイルスに対しますもので、が

ん検診とのセットでほぼ100%予防できるそうであります。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんなのであります。そのため、ワクチンは世界中で広く使われております。しかし、接種費用が1回1万円以上で、3回の接種が必要なことから、高額な負担を軽減するために公費助成が課題になっております。

私たち公明党は、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認を強力に推進してきました。これまで政府に対しまして、収入の多少によらず希望者全員が受けられるよう、公的助成制度を速やかに創設するよう主張しております。国会での論戦や申し入れを重ねてきておりますが、昨年10月から、お知らせ運動を全国で実施し、予防ワクチンの公費助成などを呼び掛けております。大きな反響が出ているところであります。

東京都杉並区では、2010年度から子宮頸がん予防ワクチン接種を無料で行う方針を発表しております。具体的には、中学生お祝いワクチンとして、中学校進学時の女子を対象に、必要な3回分のワクチン接種費用が無料になるということです。杉並区議会の議論では、国内の12歳女児全員がワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を73.1%減らせるという自治医科大学付属さいたま医療センターの今野教授の試算データも示されており、ワクチン接種の効果が強調されております。一方、子宮頸がんに罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約2倍であるという研究報告も紹介され、費用対効果にも言及されております。

また、昨年12月、全国に先駆けて助成実施を表明したのが新潟県魚沼市であります。本市では、中学1年生の女子213人を対象に、費用の全額補助をしております。さらに、埼玉県志木市では約1,200人、兵庫県明石市では約6,000人でも、小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額補助を行う予定になっております。

一方で、がん検診と予防ワクチン接種でほぼ100%防げるため、ワクチンは世界中で広く使われており、日本でも12歳女子にワクチンを接種した場合、発症を年間約73.1%減らせると試算されております。

そこで本市においても、財政難のときであります。市民の皆様は理解できる施策として自信を持って訴えますが、見解を伺います。どうか予防できる唯一のがんであります子宮頸がんワクチンの公費助成への英断を下していただきたいものであります。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 公明党矢野議員の代表質問のうち、7項目について私のほうから

お答えをし、他は担当部長からお答えをさせていただきます。

まず、予算編成市民懇談会を経ての具体的な取り組みについてであります。予算編成手続の公開による財政の透明化を私のマニフェストでは掲げておりましたが、その一環として、昨年度も資料は公開させていただきましたが、今年度は初めて予算編成過程の途上で予算案の市民懇談会を持たせていただきました。平成22年度の予算編成につきましては、財政健全化集中改革プランに基づき一定の削減を提案させていただいたところでありますが、市民の皆様には、このプランが実際どのように予算に反映されていくのか、興味もあり、心配もあったことから、特に都市計画税等の導入問題を含めさまざまご意見をいただいたところであります。

こうした中、予算編成市民懇談会で確認させていただきたかったことについてありますが、まずは、昨年度から今年度に10億円の削減をしております。今年度から来年度に向けて10億円ですが、都市計画税を除けば約7億円の削減。それを反映した予算案について、最大限市民サービスには影響を及ぼさない形で編成したつもりであります。どのように評価いただいているのかというのが1つであります。もう1つは、そういった厳しい財政状況の中ではありながら、学校の耐震対策、あるいは消防署の移転、あるいは学童保育所といったことで、これからの20年、30年を見越した積極型の予算となっております。これについても、将来の財政見通しを踏まえた上ではありますが、市民の方がどういうふうにご評価いただいているのかということをおわせて確認をさせていただきたかったということでもあります。

こうした中でご意見を賜った上で、新年度予算に反映させていただきましたのは、図書館の図書購入費の300万円の追加、あるいは障害者の燃料費・タクシー利用助成事業で利用枚数を拡大したことなどです。また、野洲川河川公園のグラウンドゴルフ場の利用についても、65歳以上の利用者の1カ月定期券の発行を新設するために今議会で関係条例の一部改正条例を追加議案で提案させていただく予定としております。

次に、都市計画税の経過と今後の計画策定における位置づけについてお答えをいたします。

まず、経過につきましては、合併協議会で都市計画税の取り扱いについて協議がなされております。平成15年6月開催の第9回合併協議会の報告書では、「都市計画税については、諸般の事情を考慮すると大局的に必要なものは徴収しなければならないので、新市において検討する含みについて意見が交換されたが、調整方針としては、都市計画税につ

いては課税しないこととされた」と記述されております。それ以前にも、町の時代にもそれぞれ両町において検討されたということは確認をしております。

今回の都市計画税の導入に当たりましては、本市の財政状況と安全で活力ある元気な野洲市のまちづくりに打って出るためにも、新たな財源を創出することが必要となり、財政健全化集中改革プランの中で提案し、議会審議の場や20回以上にも及ぶ市民懇談会などにより議論と検討を重ねてきました。また、メールや市長へのお手紙でも多くの意見を頂戴したところであります。これらを通じまして、これからの都市基盤整備などの市のまちづくりを考え、その必要性については、多くの市民の皆さまにご理解いただいたものと思っております。しかし、市民全体の十分にご理解を得られるに至ったものと判断できる状況ではないため、単に理念だけでなく、心情レベルでのご理解も必要と考え、今回は見送ることといたしました。

次に、都市計画税と今後のまちづくりについてですが、これまでの代表質問でもお答えしてきましたとおり、都市計画税の導入の議論につきましては、これまで市民懇談会や自治会からのご意見を踏まえ、市民の十分にご理解が得られていないというふうに思っておりますが、これからの野洲市の財政運営として、従来の法人市民税に過度に依存した財政構造から脱却し、安全で活力あるまちづくりを進めるためにも新たな財源を別に創出することは、避けて通ることができないと考えております。

また、単に財政の確保ということだけではなく、市民が財源を持ち寄ってまちづくりをすすめるという基本に立った仕組みとしても必要だと思っております。何度も市民懇談会の場でも申し上げましたように、1万円をいただいて1万人分で1億円になります。それに、交付金あるいは助成金を活用すれば、それが2倍にもなりますし、起債をすれば3倍、4倍にもなるといったことで、1万円では道路はできません。1万円では学校もできません。でも、持ち寄れば学校もできる。あるいは高齢者のための施設、仕組みもできるという観点から、やはり都市基盤整備としてご理解を賜りたいというふうに考えております。

そうしたことから、来年度から着手します総合計画の改定により、市の新しいビジョンとまちづくり計画を市民の皆さんと具体化するなかで、改めてご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、市街地形成と具体的な計画についてのご質問であります。新しい市街地形成を進めていくためには、やはり市街化区域の拡大は必要であると考えております。しかしながら、この課題は、野洲市だけで解決できる問題ではなく、大津湖南エリアの中でその面

積が決められる等、非常にハードルが高くなっております。

こうしたことから、市街化区域内だけでなく、市街化調整区域内においても地域特性などを総合的に判断し、地区計画を利用して土地利用の誘導を図っていく必要があると考えております。今回、竹生地区も市街化調整区域であります。この地区計画を利用しながら民間開発が予定されていることから、その計画に合わせて、市の方針と取り組みを明確にすることにより、良好な住環境整備を図っていきたいと考えております。来年度から見直します総合計画や都市計画マスタープランに、こうした地区計画による良好な土地利用の転換をきちっと位置づけていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） それでは、公明党を代表されました矢野議員の教育関係の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、教育を取り巻く状況の変化についてでございますが、時代の流れの中で、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変貌し、地域意識の希薄さやインターネットの普及など情報化社会の訪れが、これに拍車をかけてまいりました。教育基本法の改正は、こうした教育を取り巻く状況の大きな変化を受けたもので、家庭教育の大切さや日本の伝統文化の尊重などが改めて求められていますし、諸制度の改革も合わせて行われました。こうした変化が、子どもたちの成長過程において大きく関係していくものと考えております。

次に、伝統・歴史を活用した教育についてお答えをいたします。

教育方針でも申し上げましたが、歴史民俗博物館での学習や、各コミュニティセンターで地域の方々により行われている子ども教室での取り組みを通じて、野洲市には県下有数の歴史遺産があり、それらは自分たちの宝であり、自分たちが守っていかなくてはならないとの意識を子どもたちに持たせたい、そのように思っております。

次に、具体的な教育課題についてでございますが、特に学校現場では、不登校やいじめなどの問題がございますし、保護者とのかかわり方など多くの課題を抱えておるところでございます。また、問題解決チームに関するご質問につきましては、3月定例議会でもお答えしましたように、今後、その設置について検討していく必要があると考えております。

教師の元気づくりの取り組みについてお答えをいたします。

だれでもそうだとは思いますが、やらされてやるのではなくて、自分から企画し提案し、それを実現していくことは元気になる力のもとを与えてくれるところがございます。まさ

に、この事業は教師が主体的に企画段階から参加し、地域の皆様とも連携し合って取り組むもので、教師にとって子どもたちの育ちを体感し、みんなで感動し合えることができたならば、これほど教師にとってうれしく元気いっぱいになることはありません。さらに、教師の負担軽減を図っていくことが必要だと考えております。

次に、情報教育のご質問にお答えいたします。

今日の児童・生徒は、ICTの確かな知識、問題解決思考力など、21世紀型スキルを身につけ、来るべき時代を自分たちで形成し、その中で能力を発揮していかなければなりません。そのためには、それらを教える教員のスキルアップは当然、要求されるところでございます。本市では、研修やICT関連講座などを実施し、教員の情報モラル指導力の向上を図ることが、子どもたちを違法・有害情報などから守ることの最短であると考えております。情報モラルの指導については、教科指導等の中で、教育ソフトなどを活用しながら、具体的な事例を示しながら指導を行っております。

次に、特別支援教育コーディネーターの職務等についてお答えをいたします。

特別支援教育コーディネーターの職務としましては、校内特別支援教育の推進、研修会の企画・運営、関係機関との連絡調整、保護者相談等があります。この職務遂行のためには、発達障害の特性についての専門知識や相談時間などが必要になりますが、教務や担任等との兼務のため十分できていませんでした。そこで、教務や担任としての職務をコーディネーター加配が支援することにより、コーディネーターが本来の職務を果たしやすくするとともに、十分な研修機会を保障し、校内の特別支援教育推進役を果たせるようにしていきます。今後、他校への充実も図りたいと考えております。

なお、これまでの特別支援教育支援員は、児童生徒への具体的支援を行っており、今後も継続してまいります。

次に、国民読書年に関するご質問につきましては、野洲市においては、小中学校とも朝読書の推進や10分間読書の時間の設定、小学校においては図書館ボランティアによる読み聞かせの取り組みなども行っております。しかし、図書室の蔵書状況等十分ではないこともあり、野洲図書館の利用など読書環境の充実を図ってまいります。

また、市立図書館の学校用の貸し出しセットの取り組みについてでございますが、小学校では調べ学習という授業内容があり、テーマを決めて学習を行います。しかし、学校の図書室だけでは十分に参考となる本が揃いませんので、その教材として考えられるいろいろなテーマごとに類する本を図書館がセットにして事前準備し、学校からの申し込み、要

望に応え貸し出していくというシステムでございます。1テーマで約40冊の本が1セットとなっております。いろいろなテーマごとに40セットほど用意されております。

次に、自治会図書館についてであります。昭和50年代後半から、野洲町、中主町とも、県費補助で町が購入した書籍を配る形で、多くの自治会館内に草の根文庫の名で小さな図書室ができました。しかし、年月の経過の中で、自治会の世話役の方の負担が非常に大きかったことに加え、利用者が減少していったことなどで、平成7、8年ごろには閉鎖状態となり、現在に至っております。補助金も12年度でなくなりました。

また、高齢者向けに新しい図書を揃えた自治会図書館をというご提案でございますが、すべての自治会にそれを実現することは現状では困難でございます。今後、自治会単位で団体利用登録をしていただき、要望のある本を数十冊単位で配本するなど、お年寄りに限らず地域の子どもたちや子育てに忙しい女性の方々にも広く利用していただける新たな地域文庫の運営方法について、自治会それぞれのご要望を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、幼保一元化への取り組みと連携についてお答えをいたします。

本市においては、幼保一元化に向けましては、幼児課職員が教育委員会の職員を兼務することにより、連携しながら事務を進めております。また、具体的な検討につきましては、庁内に野洲市乳幼児保育ワーキング会議を設置し、幼稚園と保育園職員、さらには教育部次長が、運営方法等の検討を進めております。また、野洲市内全域の幼保の施設のあり方もかかわってくることから、施設整備についても各部が連携して検討を進めており、今後とも連携を密にして業務に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校施設の年度別耐震化計画の市民への周知につきましては、平成23年度を目標にすべての学校施設の耐震化を進めておりますが、このことについては、既に平成22年1月号の市広報に掲載し、市民への周知を図っております。

また、学校給食につきましては、昨今の子どもたちの食生活から、残食が多くなりがちであることを問題としてとらえております。今後は家庭との連携を深めながら残食を減らす工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、地産地消の観点からの地元食材の使用状況であります。米については100パーセント地元産の特色米コシヒカリであり、野菜については、市内産は17品目で、約30パーセントであります。

ボランティアの方々に対する感謝状等のご質問につきましては、子どもたちの安全をい

ろいろな立場で支えていただいている地域の多くの方々に対しましては、教育委員会といたしましても深く感謝を申し上げるところでございます。お礼状をお出しするなど、感謝の意をあらわしたいと考えております。

次に、人権教育・啓発の取組みについてお答えをいたします。

幼稚園や小学校では、自分の思いを語るスピーチタイムなど、みんなで共有できる場面をつくるように取り組んでおります。また、中学校では、授業や行事、部活動などあらゆる機会の中で、自分の長所やよさを伸ばし、互いに認め合える仲間づくりを進めております。このことから、子どもたちは自分に自信を持ち、生き生きと活動できるようになり、また、自分が認められることを実感した子どもは、自分とは異なるよさや価値観をもった友達を受け入れるようになっていきます。また、日常の何げないかわりの中で、友達のよいところやうれしかった思いを伝える力が育っております。

家庭においては、こうした園や学校での取組みの様子などを学校だより等で保護者に発信し、温かく子どもを見守り、子どもたちの興味や好奇心を大切にしながら、子育てにおいて、子どものよさや自分らしさを認められる家庭教育の取組みをお願いしているところです。

また、人権啓発の民間事業所との連携でございますが、野洲市企業人権啓発推進協議会と連携しながら、事業所が人権に関する諸集会や啓発事業に参画していただくよう働きかけ、地域、企業が一体となった人権啓発の推進に取り組んでいるところです。

続いて、生涯学習と生涯スポーツのご質問にお答えをいたします。

地域子ども教室につきましては、平成21年度においても、1月末までに市内全体で443回の教室を開催し、児童・指導者合わせて延べ7,178名の多くの参加を得て運営をしていただいております。指導者の確保につきましては、地域の方々が自分たちの得意な分野を受け持ち、指導員として教室を運営いただいているところでございます。今後も、各地域教育協議会の交流を図りながら事業を継続し、地域の教育力の向上に努めてまいりたく考えます。

次に、議員ご指摘のとおり異年齢・異学年間の交流は大切なことと考えているところでございますが、子ども会のない地域では、先に述べました地域子ども教室の活動が盛んであり、異年齢間の交流活動が違う形で進んでいるところでございます。いずれにいたしましても、地域の方々の協力を得ながら地域の特性を生かし、子どもたちの健全な育成を図ってまいりたく考えております。

次に、文化遺産の継承と豊かな文化の創造についてお答えをいたします。

まず、歴史民族博物館の子どもたちの個人での利用状況は、平成20年度実績で1,034人です。また、授業の一環としての利用については、市内の全小学校の6年生が、年に1回、半日訪問をしております。

教育振興基本計画については、計画策定が若干おくれておりますが、平成22年度で（仮称）野洲市教育振興基本計画策定委員会を設置し、その中で文化振興施策についても基本的な方向性を定めてまいりたいと考えております。

最後に、教育委員会の活性化に関するご質問にお答えをいたします。

まず、教育の現場については、授業の公開や児童・生徒の成果発表会などを開催し、学校の状況を見てもらったり、保護者だけでなく地域の方々にも学校に来ていただける取り組みを進めております。また、地域と密着した事業も展開しております。

次に、保護者からの意見に関するご質問について、教育委員会へ直接意見等が寄せられる機会は少ない状況ですが、学校現場に寄せられた意見の中で主要な案件については、適宜委員会で報告をいたしております。

野洲市教育の日の周知につきましては、市の広報紙で行っておりますが、三上小学校や祇王小学校を初め教育の日の行事への参加者も増加しており、周知度は上がっているものと認識しております。また、昨年11月1日には市民との懇談会を開催し、非常に有意義な時間を持つことができました。引き続きこのような機会を設け、教育の日の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、矢野議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 先ほど、矢野議員からたくさんご質問をいただきましたので、ちょっと忘れておりました、7項目と申し上げながら3項目でとまっております。4番目からお答えをいたします。

4点目に、市民参画の力強いまちづくりについてのご質問でございますが、いわゆる協働ということが大切でして、市民の活動、そして行政の取り組みが一体になるべきだと考えております。ただ、協働と言われながらも、これまでは往々にして市民の主体的な活動に行政が情報をお渡ししたり制度的な支援をするというところにとどまっております。あるいは、逆に、行政の下請みみたいな形の協働、押しつけ型があります。それだけではなくて、行政の押しつけは改善しないとだめですが、単に市民の主体的な活動に沿うだけでは

なくて、市民の方が政策決定に参画いただく、あるいはその実現に参画いただくという観点から協働を進める必要があると考えていまして、これまでの集中改革プランの策定もそうですし、予算につきましても可能な限り情報を公開して市民の方々と一緒にというふうに思っております。今後進めます新しい総合計画の策定、実現もそうです。あるいは、クリーンセンターをどうするか。これも市民が入っていただいてやりたいというふうに思っております。そういう観点からの協働を一層進めたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、景観計画の具体的構想についてお答えをいたします。

本市は、滋賀県景観計画に示された主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区、特に行畑の中山道沿いは伝統的市街地景観に、また琵琶湖岸付近は、琵琶湖景観形成地域として、田園湖岸景観、湖畔林景観、砂浜樹林景観、ヨシ原樹林景観と位置づけがされております。しかしながら、それ以外にも、本市には、三上山の眺望、野洲川、祇王井川、家棟川などの景観とそれを取り囲む景観、また田園空間から立ち上がる錦織寺や兵主大社などの雄姿があり、滋賀県景観計画では対応し切れない、野洲ならではの景観、守るべき資産があると考えております。そうしたことから今後は広く市民の方々の意見をいただきながら、総意のもと持続ある街の発展と調和した野洲市独自の景観計画策定に向けて検討を進めたいと考えております。

次に、クリーンセンター建てかえについての市民の周知というご質問であります。クリーンセンターの建てかえに係る市民へのお知らせにつきましては、現在、平成28年度からの新設稼働を目指して手続等を鋭意進めているところであります。その中でも最重要課題であります用地の確保に関しまして、昨年8月から、現在市が把握している情報をもとに選定した5箇所のうち、民家からの距離、アクセス道路の有無及び地盤の安定性など、客観的に見て優位性の高い大篠原地先の地元自治会に現在引き続いて協議をさせていただいているところであります。

ごみ処理施設は、一般的には迷惑施設としての意識が根強く、性能が格段に向上した今日でも、イメージにより受け入れが困難とされているのが現状であります。その協議は継続して続けていきたいと思っておりますが、現時点では全体のご理解をいただくまでには至っておりません。今後も大篠原自治会の皆さまには、ご理解をいただけるよう取り組みを続けて行くつもりであります。しかし、このことを単に当該地元と行政の問題に終わらせてはいけなとと考えております。これは自分の出したごみの処理問題である。市民そ

れぞれが出されたごみの問題である。また、施設整備には多額の税を投入すること。さらに、ごみ処理経費も、概算ですが、既にお示ししておりますとおり全体で毎年約10億円が使われております。これに対しまして、ごみの処理手数料として、いわゆるごみの袋代等いただいておりますのが1億円であります。それと、資源物の売却で約2,000万円をいただいております、一般財源から約8億8,000万円の持ち出しをしているところであります。そういったことも市民にご理解いただきながら、一人一人の問題として、このクリーンセンターの建てかえについて考えていただきたいと思いますと思っております。

そうしたことから、まずは用地の確保であります、大篠原地先が前提であります、今後は、来たる3月18日に自治連合会役員会が開かれますので、このことについてご説明をし、各地域でもご提案があるかどうかといったあたりもご議論いただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、今後のスケジュールであります、現在、基本構想の策定中であります。この内容につきましても、全体的な処理システム及び処理方式について検討をし、ご選定をいただく機関として、4月に一般廃棄物適正処理システム検討委員会を設置して、ご議論いただく機会を設ける予定でありまして、本委員会の開催日時につきましては、広報やホームページなどで事前にお知らせし、会議も公開といたしたいと思います。要するに、隠れてやらない、隠して進めないという基本的な姿勢をもってクリーンセンターの検討を進めたいと思っております。

なお、この基本構想につきましては、委員会からご意見をいただいた後、7月ごろにパブリックコメントの実施あるいは市民説明会の開催により、市民の皆様方のご意見を反映して策定を行っていきたいと考えております。

次に、経費削減見通しと財源確保についてお答えいたします。

集中改革プランで提案をさせていただきました見込み額は約6億4,000万円です。23年度の導入予定でありました都市計画税を見送ったことにより、約3億円の財源不足が生じることになります。こうした事態を踏まえ、本議会で補正予算の提案をさせていただきましたが、減収補てん債を発行し、財政調整基金からの取り崩し額で3億円を見合わせるにより、来年度以降の財政運営には、当面は必要な資金の確保ができたと考えております。

財政の健全化に向けましては、福祉医療制度における一部負担金の導入や現在検討中のゴミ袋代についても一段のご協力をいただくといたことも検討課題になるかなというふ

うに思っております。基本的には基金からの繰り入れによって資金手当を行わなければならないと考えておりますが、加えて、国・県の予算措置の動向にもよりますが、地方財政計画に基づく臨時財政対策債の発行、さらには国・県の補助制度の活用や未利用の市有地の売却等を進めながら財源確保に一層努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから、都市建設部に係ります質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

もっとのびのび自由にに關します質問のうち、子どもたちの安全な通学路確保、公共施設のバリアフリー化の今後の取り組みと危険箇所の認識についてお答えをさせていただきます。

通学路に關しましては、昨年12月の矢野議員の一般質問でもお答えしておりますが、教育委員会とも連携しながら危険箇所の点検を行い、市道につきましては可能な範囲で実施するとともに、県道につきましては、積極的に県に対して早期実施の要望を行ってまいりたいと考えております。

また、公共施設のバリアフリー化につきましては、道路については、必要な箇所から順次歩道等の整備を行うとともに、建物につきましては、平成22年度から三上小学校と篠原小学校の学校施設の整備を行う計画であります。

次に、介護現場につきましての既存公営住宅のバリアフリー化に向けた取り組みについてお答えを申し上げます。

既存公営住宅のエレベーター設置に向けての取り組みとバリアフリー住宅整備につきましては、現況では17棟中6棟は既に設置をいたしておりますが、いまだ未設置の11棟のうち吉地団地2棟、永原第1団地3棟および新上屋団地1号棟につきましては設置が可能であり、平成28年度までの整備対象に計画をいたしておりますが、構造上、個別階段方式であります小篠原団地および永原第2団地につきましては、共用通路もなく設置を検討することといたしております。これらの事業につきましては、次年度以降の後期計画の中で関係機関との協議を進め、事業化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、バリアフリー住宅設備につきましては、すべての団地に手すり等を整備し、1階

部分については原則、高齢者や障害者用住宅として運用し入居基準を設けているところでございます。現在の高齢者向け住宅としましては、小篠原団地に9戸、高齢者・障害者向け住宅といたしましては、永原第1団地17戸、新上屋団地16戸、木部団地6戸の計48戸を設けております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、矢野議員の農業関係のご質問ということで、営農についての持続可能な振興についての具体的な計画施策についてのご質問にお答えを申し上げます。

マニフェストの実施計画にも掲げましたとおり、地域に根ざした農林水産業振興と特産品づくりの推進の主な取り組みといたしまして、農地利用集積の促進強化、耕作放棄地の対応及び特産品PRのための販売拠点の設置の3つを考えております。

まず、農地利用集積の促進強化につきましては、今年度に引き続きまして来年度も市単独施策として集落営農組織の法人化誘導策の水稲協業化補助金を始めまして、国の農地利用集積事業等も活用しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の耕作放棄地の対応につきましては、農業振興地域整備計画を可能な限り市の他の計画との整合を図りながら策定することとあわせて、山間部などで解消が困難な地域につきましては、非農地として農業委員会に判断を委ね、解消すべき耕作放棄地については、再生・利用のための方策を進めてまいりたいと考えております。

3点目の特産品PRのための販売拠点の設置につきましては、おいで野洲まるかじり協議会を通じまして、既存の直売所のネットワーク化による地産地消を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、米粉スイーツの加工体制の整備促進を本市独自のものにして、特産品開発までつなげるべきではないかのご指摘でございますけれども、米粉スイーツも当然ご指摘のとおりでございますけれども、先月、農商工連携の計画として野洲市産の近江米、日本晴れでございますが、を使いました、やわらかくておいしい冷やし団子の開発・販売が農林水産省、経済産業省の両省から認定をされたというふうに聞いておりますので、この取り組みも含めまして、市内での特産品づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） それでは、私のほうから、もっとしっかり安全・安心の中の（仮称）篠原幼稚園横断歩道に関しましてお答えをいたします。

（仮称）篠原幼稚園の開園後につきましては、園の行事などで園児が単独で市道1号線を横断するということではなく、必ず複数の保育士や保護者とともに安全を確認しながら既設の横断歩道を利用し横断することになっております。また、篠原小学校の敷地の一部を利用し、駐車場を確保する予定であり、日常の送迎時に関しましても市道1号線を横断することはないと考えております。

なお、ご提案の、幅の広い横断歩道を設置してはとの件でございますが、滋賀県では横断歩道につきましては幅3メートルの基準となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 次に、施政方針についてのご質問のうちコミュニティバス利用料の負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

議員ご提案の、どこでもいける元気カードの発行につきましては、新年度から実施いたします割引回数券の利用状況などを勘案した上、特定の方だけでなく、広く市民が利用できる定期券等を今後検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員のご質問にお答えさせていただきます。最初は、障害者の社会就労体験事業につきましては、市内作業所の通所者や野洲養護学校に通う生徒を対象に、就労体験の場を提供することで働く意欲をはぐくむとともに、自立と社会参加を目的としておりまして、市役所並びに関係機関におきまして書類の整理、データ入力の補助などをしていただきながら、障害のある方への適性に応じた就労メニューの提供を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、本市の安心・安全なまちづくりについての、介護現場についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の第4期介護保険事業計画につきましては、アンケートのニーズ調査に基づきまして介護需要を踏まえた施設、また、在宅支援サービスの提供を考慮した実効性のある計画としております。2点目の多床室の確保につきましては、低所得利用者の負担を配慮し

まして、一定の確保が必要と考えております。3点目の特定施設は市内にないことから実態把握はできておりません。4点目の既存施設の老朽化による改修や設備更新につきましては、介護報酬で賄うこととなっており、助成は考えておりません。

次に、要介護認定のあり方についてですが、1点目の要介護認定までの期間につきましては30日以内にできるだけ早く実施できるように取り組んでいるもので、訪問調査や医師の意見書に関する期間を短縮するように講じておるところでございます。

次の2点目、3点目をあわせませけれども、介護サービスの必要度に応じて申し込み時点からサービスを受けていただけるように、リクエストに応じて事務を進めておるところでございます。

3点目の介護サービスの充実の中で、1点目から3点目までまとめたこととなりますが、小規模多機能型施設につきましては、施設利用者が他の介護サービスを併用して利用できないことや、24時間の施設が対応するという一方で、そのスタッフの確保などが経営面で厳しいということで、制度上の課題があること、また、身近なところで小規模の通所介護施設ができてきたことなどありまして、同施設の利用者数が伸び悩んでいる状況でございます。こういうことから当面新たな設置は必要ないと考えております。次に、混合サービスにつきましては、利用者が納得してご利用いただいているということもありまして、問題がないものと考えております。駐車スペース確保につきましては、所轄の警察署へ事前に駐車許可申請を提出することで、許可証が発行されると聞いております。また、駐車スペースにつきましては、サービス事業者または利用者の方で確保いただきたいと考えております。

4点目の介護予防事業ですが、最初の、元気な高齢者対象事業としまして、老人会への介護予防教室や地域ふれあいサロンへの健康教室を実施しております。虚弱高齢者対象事業は、のびのび倶楽部により、健康講座や実技による介護予防教室を実施し、広報やす、高齢者いきいきのびのび欄で介護予防の大切さを啓発しております。2点目は、筋力いきいき教室の一部の卒業生が、地域ふれあいサロン等で、健康体操の普及に取り組んでおります。3点目の回想法、4点目の音楽療法は、閉じこもりや認知症予防に有効であると言われており、のびのび倶楽部のプログラムに取り入れておりますが、園芸療法、学習療法等についてはまだ取り組んでおられないところです。今後検討してまいりたいと考えております。5点目の筋力いきいき教室は、トレーニングマシンを用いて筋力向上を目指すものでありまして、毎年、1クール20名の定員により2クール実施をしているところで

ございます。教室終了後は、卒業生が自主グループを立ち上げ、積極的にマシーンを利用し健康維持に努力されています。今後は、自宅で気軽にできる転倒予防体操を地域で普及するための人材育成が必要であると考えております。

5番目の介護保険事業外の高齢者のための福祉施策の推進ということですが、1点目の高齢者専用賃貸住宅の設置につきましては、高齢化が進む中、必要な施設であると考えております。2点目の安心カードは、現在、市で交付しておりますげんきカードが本人の各種データを記入できる欄を設け、万が一のときに備える機能を持っておりますので、安心カードにかわるものと考えております。3点目の小地域ふれあいサロンにつきましては、本年3月現在で、59の自治会、64グループで実施をいただいております。4点目の緊急通報システムは、22年3月現在で110人の方にご利用いただいております。民生委員さん、近隣の協力者等の連絡網により、安心いただける形で続いているところでございます。また、高齢者向け配食サービスにつきましては、約40名の利用者がございます。5点目の配食サービスにつきましては、利用者の給食メニューへの要望を踏まえまして、事業者の選定についても見直しを進めているところでございます。

6番目の介護家族、高齢者世帯に対する相談体制や拡充の現場についてですが、1点目の相談業務は、介護者家族の意向を踏まえ、休日などの相談も実施するとともに、継続的な支援が必要なケースにつきましては、介護家族から連絡がない場合などにも支援が途切れないよう心がけております。2点目の相談体制は、地域包括支援センターが相談窓口として介護保険制度などあらゆる相談に対して、専門相談機関とも連携しながら対応しております。

7点目の在宅介護の部分ですが、この1点目につきましては、高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境整備を進めるために、高齢者住宅小規模改造助成事業というものを実施しております。この事業の助成額は一世帯につき対象経費の2分1、限度額を25万円で現在も進めております。2点目のショートステイにつきましては、市内の4施設におきまして154床、現在でございます。年末年始等につきましては少し込むようでございますけれども、平日には十分な余裕があると聞いておるところでございます。次に、福祉用具の貸与につきましては、ケアプランの点検時にその都度ケアマネジャーに状況確認を行い適正な利用につなげております。また、ケアマネジャーを対象に福祉用具の研修会も実施しているところでございます。

次の8点目のボランティア活動の推進につきましては、1点目の認知症サポーターにつ

きましては、認知症キャラバンメイトを中心に、平成18年度から自治会や市内の事業所に講座を開催して、これまで574人のサポーターを養成してまいりました。今後も、積極的に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解を深めてまいりたいと考えております。2点目の介護ボランティア制度は、意欲を持って介護ボランティア活動されることは、自身の介護予防につながるとともに、ボランティア活動へのきっかけとなる制度であると思っております。しかし、ボランティア活動の実績把握などの課題があることから、当面は制度の導入については考えておりません。

負担軽減につきましては、利用者の負担軽減につきましては、施設に入所された場合には、低所得の方に対して食費・居住費の負担軽減を設けるなどの軽減制度がございます。認知症グループホームは共同を営む住居に該当することから、他の在宅介護サービスとの公平性から公的支援の適用はできません。

10番、その他の介護現場の実態よりということで、1点目から3点目をまとめて申し上げますが、介護の現場では、職員が定着しないことが大きな悩みとなっております。職員が定着しない最大の原因は、介護報酬が低く抑えられていることです。本年度から介護従事者の確保を図る観点から報酬の引き上げが行われたものの、介護に携わるさまざまな職種の職員の処遇改善は依然必要であると考えております。

なお、今回の引き上げをきっかけに職員の資質向上に向けた研修の実施や非常勤職員を常勤化するなどの対応もされていると施設から聞いているところでございます。

続きまして、高額療養費の運用改善についてのお答えを申し上げます。

高額療養費の対象となった人に申請漏れがないように、申請の勧奨の案内をその都度送付しております。償還払いにつきましては月に100件程度の申請を受けているところでございます。次に、病院の医療費合算でございますが、総合病院におきましては、診療科ごとに別々のレセプトを作成されておりましたが、本年4月からは病院ごとに一本化されるものと聞いております。これにより、高額療養費が利用しやすくなり、新たに対象となる件数がふえると思われませんが、一方で医療費が増加することも懸念はしております。

続きまして、診療報酬改定による影響額ですが、平成22年度の診療報酬改定は、急性期の機能分化の誘導、地域・介護と医療の連携、在宅医療の重視など、平成24年度の介護報酬改定をにらんだものとなっております。患者から見てわかりやすく、生活の質にも配慮した医療を実現することなどの視点で改定されたもので、中でも救急・産科・小児科のたらい回しなど、いわゆる医療崩壊を招いた要因に対応できるよう、急性期入院医療に

多く配分されております。また、診療明細については、医療を提供する側と受ける側の情報共有が図れ、医療内容や医療費に対する疑問点も解消でき、医療の透明化にもつながるメリットがございます。2点目の救急・産科・小児・外科の医療再建は、点数の引き上げや算定要件の緩和、また、病院勤務医の負担軽減として、医師事務作業補助体制加算や引き上げなど、医療機関が診療から撤退しないよう配慮されているものでございます。3点目の妊婦のたらい回しや救急医療の対応につきましては、救急搬送患者の受け入れと紹介に加算がされたものでございます。

最後に、子宮頸がんワクチンの公費助成についてお答えを申し上げます。

本ワクチンにつきましては、10歳前後の女子に接種することで子宮頸がんの約7割を予防でき、また、細胞診による定期的ながん検診と組み合わせることで約95%を予防することが可能とされておりますが、現在、予防接種法に基づかない任意の予防接種として実施をされております。なお、当ワクチンの接種料は1人総額3万6,000円ということで、本市で全額公費助成をする場合は約1,800万円の費用負担となるものでございます。

また、任意の予防接種は、おたふくかぜ、水痘、肺炎、ヒブワクチンなど多数ございます。当ワクチンに対する公費助成の検討は、これら他の任意の予防接種への助成も含めて検討が必要でございます。現在、本市では、予防接種法に基づき市が実施しなければならない定期の予防接種を対象に公費助成をしており、当面、他の任意の予防接種同様、国において定期の予防接種に定められた場合や、この子宮頸がんワクチンが、がん対策として国・県の財政補てんがあれば、積極的に助成への対応をしてまいりたいと考えております。

以上、矢野議員の代表質問の答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） それでは、時間が2分ほどなので、教育長に1点だけ確認の意味で、大篠原地先に、独特の陶器をつくる土をつくっておられる橋登喜雄さんという方がおられるんですけども、これは野洲市の歴史ある土づくりで4代目とお聞きしているんです。こういったのは篠原小学校では今2年生、4年生、6年生が卒業記念とかにその土を使ったりして陶器に関する実習を行っているわけですけども、こういった歴史あるものが本市にあるということで、他の小中学校もこういった形で、実際に陶器をやるというのは難しい問題かと思うんですけども、できたら学校見学とか等々していただけることによりまして、小中学校の子どもたちが野洲市にこういった歴史があるということ認識するの

も一つの歴史文化の継承になると思いますが、そういった点でちょっとお答え願えればいいかと思います。

あとは、本市におきまして、きめ細かい説明をしていただきまして、ある程度理解はできたところでございます。これから山仲市長初め理事者の皆様におかれましては、この後2年間ですか、大変な状況ではございますけれども、どうか市民の皆様方の安心・安全のために全力で取り組んでいただき、元気のある野洲市づくりに取り組んでいただくことを申し上げまして、公明党の代表質問といたします。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） ただいまの矢野議員の再質問にお答えを申し上げます。議員のおっしゃいますように、篠原土に関しましては、篠原小学校のほうでそれを使った授業が行われております。これも先ほど申し上げました元気な学校づくりの発表の中でも実践発表がなされておまして、それらを聞いてくれている各小学校の担当の教員、あるいは校長などにもそういった形で周知がされております。そういった野洲の歴史あるいは文化遺産、あるいはそういった郷土のものを各小学校・中学校で活用していくことは非常に大事なことだろうと、そんなふうにとらまえているところがございますので、篠原土のみならず、ほかのいろんなことにつきましても大いに進めていきたいと、そんなふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） 以上で公明党の代表質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 以上で通告による代表質問は終結いたします。暫時休憩をいたします。再開は1時といたします。

（午後0時13分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（鈴木市朗君） これより、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第13番、中島一雄君。

13番(中島一雄君) 第二幕の一般質問ということで、質問をさせていただきます。

13番の中島一雄でございます。私は、本市事業の建築物設計委託発注過程の疑問についてお伺いいたします。

最近の市事業、特に教育関係に集中している建築物設計委託業務の設計料入札までの進め方に疑問を感じております。そのため、設計業務を受注してから担当課との協議段階でかなり混乱が生じ、その結果、大きな設計変更となり、設計業務委託料の変更、工事費の大幅な増額変更が必要となっております。これでは市が年度当初議会で提出されている当初予算の算出根拠は何であったのか。事業によっては1年先送りにされておりますが、税収の厳しい経済情勢になっているきょうこのごろ、もう少し業務内容に変更及び先延ばしが少なくなるような市として取り組むべきであると思います。私を感じる実情、原因は下記のとおりではないかと思われませんが、市の考えをお伺いいたします。

1つ目は耐震診断、耐震改修事業及び施設、建物の解体工事を行う前にアスベストの調査を行うべきであるのに、いきなり耐震診断業務、解体工事を発注しようとした事例がございます。このために、アスベスト調査、除去工事に多額の費用が必要となり、また診断業務を1年先送りにした。2つ目は、平成17年、平成19年建築基準法の大幅な改正があったのに、このことに気づかず設計委託業務を発注したため、既設建物に多額の工事費が必要となったため、この工事を取りやめました。今後の工事で改修、建築基準法に接触する工事がふえる場合、当初予算より大幅な工事費の変更の承認を議会で提出される場合がかなり出てくると思われます。3番目は、通常設計業務には計画設計業務と実施設計業務があります。本市の場合、計画設計業務なしで実施設計業務を発注しているため、実施設計業務入札時の仕様書の業務内容のうち構造条件を鉄筋コンクリートづくり、鉄骨づくり、プレハブづくりについて、最良の手法を比較検討することと示されていたことがあったと伺っていますが、この設計条件は、実施設計時の入札条件としては無理であります。なぜならば、同じ規模、同じ用途の建物を設計するとき、鉄筋コンクリートづくりとプレハブづくりとは設計に費やす作業量が全く違うとのこととあります。鉄筋コンクリートづくりは経験年数の多い技術者がかなりの時間携わる必要があるが、プレハブづくりの場合は現場生産でないため、またプレハブメーカー各社の材料、部分の構成、仕様書があり、構造関係の業務はすべてプレハブメーカーが作成するため、設計受注者としての作業量は、意匠図の一部、構造計算書作成、構造図を除いた量となり、鉄筋コンクリートづくりで設計する場合とでは設計量の算定にかなり差の出るものと同様に並べた条件設定をして入札

をさせるのは間違っているということでございます。工事費も、鉄筋コンクリートづくりとプレハブづくりではかなり工事費に差ができますが、このようなあいまいな内容の積み上げの工事予算を上げているのはおかしいのではないかと。このような構造は何にするかとの検討は、議案書を作成するまでに決定しておくべき事柄であります。

以上、何点かの例を挙げさせていただきましたが、早期に見直すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（鈴木市朗君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 中島議員の市の建築物設計委託に関するご質問にお答えいたします。3点にわたりまして具体的な事例を挙げてご質問をいただいておりますので、この3点の項目についてそれぞれ申し上げたいと思います。

まず、ご質問の第1点目でございますが、具体的には、平成20年度に実施をいたしました野洲小学校の体育館の耐震診断の事例ではないかと思っております。石綿いわゆるアスベストにつきましては、平成18年3月と平成20年2月に、その含有量や石綿の種類が強化されておりまして、アスベストの再調査が必要であるにもかかわらず、その認識不足から計画をしていなかったものでございました。その後、アスベスト調査が必要であることが判明した後、同調査を行った上で耐震診断業務を実施いたしました。その結果、当初計画より7カ月程度おくれでしたが、耐震診断は年度内に完了いたしております。

次に、第2点目につきましては、中主こどもの家いわゆる学童保育所の改修工事に係ります児童昇降口の増築の件であると考えますが、この工事につきましては、設計を受注されました事務所から増築に伴います既存建物の耐震改修工事の必要性などの助言をいただき、昇降口の増築を取りやめるとともに、工事内容を一部変更することによりまして、最終的には、学童保育所の2分割という目的を達成したところでございます。

第3点目につきましては、野洲と祇王の学童保育所の新築工事の入札に係ります仕様書の件であると思っております。この学童保育所の設計業務委託につきましては、基本設計と実施設計を一括で発注したものであり、ご質問の中の、鉄筋コンクリートづくり、鉄骨づくり、プレハブづくりについて最良の手法を比較検討することの特記仕様書の表記につきましては、基本設計に係る業務で、構造の違いによる工期の問題や建設費用の比較検討資料の作成を意味するものでございます。この件につきましては、入札前に指名業者からの質問はございませんでしたが、正確さを欠いた面があったものと考えております。

いずれにいたしましても、建築工事につきましては、今後、法令等の改正によりまして、

その解釈がますます複雑になることも予想されますので、職員には専門的で高度な知識及び質の高い経験とノウハウの蓄積が求められております。こうしたことから、本年4月からは建築工事関係の業務を集約する形で、建築工事が集中します教育委員会に施設整備室を設置する予定であります。今後は、当該組織の職員が切磋琢磨しながら、関係法令をしっかりと把握するとともに、適正な発注に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

13番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目につきましては、アスベスト調査を予算化せずに耐震診断のみを予算化したとのことでございます。結果的に、調査また除去工事で7カ月ていどおくれたと。もちろん多額の費用も必要となったと思います。私の知る範囲では、野洲・祇王・篠原体育館と加わっておりますが、このアスベストにつきましては、今後特に三上・篠原小学校の改修工事等が行われるので、後ほどアスベストにつきましてはちょっと詳しくお伺いしたい。私からその辺のところをお伺いするよりは、提言させていただきたいと思っております。

2点目の中主こどもの家の件でございますが、受注した設計事務所から既存建物の耐震改修の必要性等のアドバイスがありまして工事内容を変更されました。もちろんこれも当初予算より多額の費用が膨らんでいると思います。

3点目は、特に祇王・野洲こどもの家ですね。この新設は市長の判断で、県下でも先駆けての3年、5年を見据えた取り組みで、我々といたしましては感謝申し上げるところであります。鉄筋コンクリートづくりとプレハブづくりは、設計に費やす作業量が全く違うことでありまして、設計量の算定にかなりの差が出てくると先ほども述べましたが、すなわちかなり工事費に差が出てくるということでございます。誤解を招いて正確さを欠く表現で正確さを欠いたということでございますが、このことがこの例だけではあります。もちろん当初予算、設計変更、また追加補正へとつながります。今、本市の財政が厳しい中で、昨年6月から市長提案の財政改革プラン、財政改革集中プランに取り組んでおられます。これも非常に切り詰めた素案がまとまりまして、見込み額が6億3,000万円ですかね。約65%を達成されたという中で、目に見えないむだな金が流れている。こういうことをやっておれば目に見えないむだな金が流れていると。このような例はほかにもあるように思われますが、もちろん担当事務職員の方は緊張感を持って取り組んでいただきたい。

以上3点に認められたところでございますが、この経緯について一言お願いしたいと思っております。

次に、今年4月から教育委員会に工事が集中するために、最後のほうに、施設整備室を設置するとのことで、これは一歩前進と考えておりますが、既に多くの工事が集中している中で、職員の実績を積んだ方、いわゆるノウハウの知識のある方がおられるのか。この施設整備室の組織の内容をお伺いしておきたい。それと、充実するための施設整備室設置は、今教育委員会に工事が集中しているからと受けとめておりますが、市全体として多くの施設がございます。先ほどもちょっとチェックしておいたら約60ぐらいの施設の数があるのと違うかというように感じております。特に例を挙げますとコミセンも確かにたくさんございます。特にコミセンぎおうなんかは、平成3年に建設されまして、老朽化が非常に進んでおるわけでございます。多くの施設の整備、管理となると、近隣の市には建築課があるために、計画の段階から法令検討など技術職員が携わっておられますが、現在野洲市の場合、失礼ですが、一般事務職員が計画されているため、この中には建築士の方もおられると思いますが、受注してから後に設計変更、工事費の変更を余儀なくされていることが多いと思われませんが、そのために年度当初予算が膨れ上がり補正予算化されているのではないかと考えられます。

全般的なことを考慮すると、本市に建築課が必要ではないか。その辺のところをお伺いしたいと思っております。

次に、最近の建築関係の事務は、耐震補強、既設建物への建築物等が多くて、構造関係規定を検討してからでないとも予算が算出できないことが多くて、事業計画等、予算段階に構造のある程度わかる技術者が携わっていないように思われるわけなんですけれども、専門家から伺っておりますが、先ほど質問で述べましたとおり改正建築基準法で構造規定の改正がほとんどのため、予算を組む段階で一般事務職員だけで予算の原案を作成するのが大変だと伺っておりますが、先ほど申しましたが、要するに一般事務職員がどこまで理解されているか。その対応の考えをお伺いしておきたい。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 中島議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、具体的な項目を挙げていただいた件については、先ほどご答弁を申し上げたとおりでございます。ただ、おっしゃるように、例えばアスベストなんかの調査費そのもので

すと13万円程度で、調査そのものは済んでおりますので、そう多額にはなっていないということでございます。ただし、おっしゃるように事務的な手戻りとか、若干そういった面で支障があったということはご指摘のとおりかも知れません。

それから、2点目の再質問の中で、施設整備室はどういう機能かと、こういうことだったと思いますが、今考えておりますのは、それぞれ今施設を所管しているところで設計からすべてやっております。施行管理までやっておるわけでございますが、来年度以降も特に教育委員会の施設を中心に大変建築が多くなりますので、ということもございまして、それから、先ほどおっしゃっていただいたように、建築関係の技術者の方を入れて、ある意味で情報交換しながら蓄積されたノウハウを互いに持ち寄ることによって、一層のレベルアップを図っていただこうと、こんなことをねらいに施設整備室を設けていきたいと、かように思っております。ただ、教育委員会だけの仕事で終わるかということ、ほかの仕事も少し請け負っていただかないと回りませんので、この点はあわせて実施をしていただこうと、こういうふうに思っております。

それから、私どもの規模というとなれんですが、人口5万人程度、職員数で言うと400人程度の規模でございますので、なかなかすべての建築部署に別れて技術者を配置するというについては限界がございますので、これまではそれぞれの課においてある程度熟達をした事務職員を含めて対応してまいりました。そこをさっき申し上げたような形で少し集約する形で施設整備室の中で対応しようと、こう考えております。それから、職員についても、最近は建築の資格を持っている者もわずかではございますが採用するように努めておるところでございます。

それから、祇王あるいは野洲のこどもの家ですね。この辺の発注の関係でございますが、確かに本来ですとこの構造も事前に取り込んで発注をするのが一番妥当だったのかもわかりませんが、基本設計そのものを受注いただくという中で比較したいという思いがあって、鉄筋からプレハブまでというようなお願いをしたというところでございます。本来ならやはり鉄骨あるいはプレハブで出したほうがよかったのではないかという反省をいたしておるところでございます。今後はもう少しその辺の構造についても精査をしながら発注に努めていきたいと思っておる次第でございます。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

13番（中島一雄君） 今の答弁を聞いておりましたら、金銭感覚的な、本当にこれ、

副市長としてほんまに残念に思うんですけども、たとえ13万円程度といっても、これは市民の税金でありまして、アスベストには13万円程度との感覚、これは私は本当に、こういう感覚であるのが非常に残念だと思うんです。本当にその辺は、今集中改革プランを非常に皆さん経費節減に努めておる中で、こういう発言は、私は残念に思います。こういう感覚はぜひ改めていただきたいと思います。

それと、今後、施設、先ほども60ぐらいの施設が、もっとあるのと違うかなと思うんですけども、そのことに、先ほど祇王のコミセンの例も挙げましたが、それを施設整備室、その辺で、特に現在は教育関係に集中しておるわけなんですけども、その辺が、私はやっぱり建築課という非常にその、例えば他市なんかは、大津にしたって、草津、守山、近江八幡、皆建築課を持っております。その方のメンバー、いろいろと組織の中のことをちょっとお伺いすると、すべてノウハウを備えておられるわけですね。今後、野洲市も老朽化の施設もどんどん出てくると思うんですよ。やはり、その辺は再考を、建築課設置については再考をお願いしておきたい。こちら辺が私はポイントでございますので、ぜひよろしく再考をお願いしたいと思っております。

最初に前段で述べましたが、建築物のアスベスト事前調査についてですが、特に三上、篠原小の改築、改修を控えておるわけでございまして、耐震改修工事のような古い内装材を除去して新しい内装材にかえる場合、古い内装材にアスベストが含有している場合があるために、工事着工前にアスベストの有無を調査しておく必要があるわけでございまして、いわゆるアスベストの含有材料には、御存じかも知れませんが、レベル1から3まであるわけですね。レベル1が吹きつけアスベストのみ、レベル2が保温材料とかの断熱材ですね。ボイラー、タービン、いろいろ焼却等の熱を発生する部分ですね。レベル3が内装材の壁とか天井、床材とかいうところで、野洲市の場合は、レベル1のアスベストは耐震診断のときに調査されます石こうボード、またビニールタイプ、クロスなどのレベル3のアスベスト含有調査は、改修工事の実施設計業務に含んで発注されておられますが、これでは古い内装材にアスベストが含有されていた場合と含有されていない場合とでは工事に大きな違いがあるわけでございまして、例えば大津市等の場合は、計画設計時に、いわゆる実施設計前にレベル1からレベル3までの調査を終えておられるわけです。なぜならば、アスベストが内装材料に含まれていた場合、そのアスベスト含有建材の除去工事をするときに、特に学校、幼稚園、保育園などの生徒、児童またはその周辺の地域住民に健康被害が出ない対策をする必要があるということで、工事現場周辺のアスベストの浮遊状

況、濃度を調査して対策を立てる必要があるということでございます。アスベストの除去工事は、粉じん飛散対策、材料処分費などに大きな工事費が必要なため、アスベスト含有調査は実施調査発注時ではなく、事業を計画されたとき、いわゆる計画設計時に済ませておくべき調査であるわけございまして、そうしないとあいまいな工事費しか算出できないということになるわけでございます。

このようなことでございますので、こういうことを含めてぜひチェック機能の充実に心がけていただきたいということでございます。

以上、終わります。

議長（鈴木市朗君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 中島議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、アスベスト調査、野洲小学校で13万円と申し上げましたが、これはもしやるとしても当初予算で見ると、後で補正で見たかという違いだということにご理解いただきたいと思えます。

それから、建築課の設置なんです、さっきもちょっと申し上げたんですが、私どもの規模で建築技術者だけ集めて、例えば選任の課をつくるのが妥当かどうか。確かに来年度以降少し耐震を2年間でやりたいと、こう思ってますので集中いたしますが、それ以降になりますと事業量が減ってしまうというようなことございまして、なかなかそういった意味で正規の職員として抱えるのが果たして妥当かどうか、この辺はやっぱり慎重に考えないかんだらうと。ただし、さっき申し上げたように、ここ2カ年あるいは3カ年になるかもわかりませんが、建築が集中するということから施設整備室を設けて集中的にやりたいと。それから、その中でのノウハウの共有とか、相互チェック等を図りたいと、こういう趣旨でございますので、この点もご理解を賜りたいなというふうに思えます。

それから、アスベスト調査は、実は平成17年から国の指導もございまして法律的なことでもございますので取りかかってはおります。そういった意味で、17年の段階はまだまだ目視とかそういった簡単な形だったんですが、アスベストが含有されているというような形で、事前に図面等でわかったものについては再度調査をいたしてございまして、その中でわかったのが、例えばさっき申し上げたような野洲小学校の体育館とか、そういう形でございまして、学校施設については一応その調査を終えておりますので、その点もご理解を賜りたいと思えます。

議長（鈴木市朗君） 次、通告第2号、第6番、奥村治男君。

6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。私は、景観条例の制定についてお伺いをしたいと思います。

景観づくりは、精神風土や文化を守るには風景、景観が一番大切で、地域のアイデンティティの源泉であります。野洲市は、近江富士と呼ばれる秀麗な姿の三上山や里山、さらには潤いと実りを与える野洲川など、地域の河川すべてが流れる琵琶湖など、他の地域に見られない貴重な自然を有するとともに、多くの銅鐸が出土し、古墳や神社仏閣など豊富な歴史文化遺産を有するまちであります。このように、美しい野洲市の景観は、先人が守り育て私たちに伝えてきてくれた野洲の貴重な資産であるとともに、未来からの預かり物であります。このため、本市の景観について、適正な維持、保全あるいは新たな創出、再生を考えると、行政だけで進めていけるものではなく、まさしく地域とともに市民が主体となって柔軟に取り組むことができる仕組みが必要であると私は考えております。

滋賀県では、ふる里滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）が昭和59年に制定され、本市におきましても、これまで西河原ほか8地区の自治会が滋賀県と近隣景観形成協定を結び、地域の景観維持に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、都市化と近代化の中で、ともすれば経済性や機能性を追い求めるあまり、ふるさとのよさが失われつつあります。

平成16年には景観に関する総合的な法律であります景観法が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示されました。滋賀県内におきましても、大津、高島、栗東、守山、近江八幡、彦根、長浜の7市は既に景観条例を制定されております。東近江市におきましても、景観法に基づく景観行政団体の指定を受け、景観条例案を本年6月議会に上程される予定であり、また甲賀市におきましても景観行政団体への移行に向けた準備に入られ、23年度に条例制定をされる予定と伺っております。

本市におきましても、まちの景観を守っていくには、建築物や工作物のデザイン、あるいは色彩や高さ制限等、都市計画マスタープランとの整合性のもと、景観法第8条に基づく景観計画を策定し、景観条例の制定がぜひとも必要であると考えております。

私は、平成20年3月議会で本件に関しまして質問いたしました。そのときの答弁では、景観計画策定委員会を設置して21年度から進めていくとのことでありましたが、条例制定に向けての具体的な準備、進捗状況等についてお伺いをしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、奥村議員の景観条例の制定についてのご質問

にお答えいたします。

なお、午前中の代表質問で景観対策につきまして市長のほうからのご答弁いただきましたので幾分か重なる点があるかと思えますけども、ご了承お願いしたいなと思っております。

現在、本市は、滋賀県景観計画に示された主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区、特に行畑の中山道沿いは伝統的市街地景観に、また琵琶湖岸付近につきましては琵琶湖景観形成地域として、田園湖岸景観、湖畔林景観、砂浜樹林景観、ヨシ原樹林景観と位置づけをされていくところでございます。

しかし、それ以外にも、本市におきましては、美しい三上山と里山の風景、四季折々の美しい田園風景、兵主大社の鎮守の森をはじめといたします地域の風景、野洲川などの河川風景、琵琶湖の湖岸風景などの自然的資産があります。

また、錦織寺などの社寺、古墳や旧中山道、旧朝鮮人街道、祇王井川といった歴史・文化的資産も数多くあります。

これらには、滋賀県景観計画で対応できるものもありますが、野洲ならではの景観、守るべき風景、貴重な資産を保全し、後世に引き継ぐために、広く市民の方々の意見を聞いて、総意のもと持続ある街の発展と調和した野洲市独自の景観計画を策定することにより、景観制度の創設に向けた取組みを行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

6番（奥村治男君） それでは、再質問を4点させていただきます。

ただいま答弁いただきました、景観計画を策定して景観制度の創設に向けた取組みをこれから行いたいということですが、先ほど申しましたように平成20年3月議会では、景観計画策定委員会を設置して21年度から具体的な準備を進めていくということで答弁をいただいていたわけですが、現在までなぜ準備に入ることができなかったのか、理由をお伺いしたいと思います。

2つ目は、市内の景観づくりは、市民主体で進めていく場合、その組織づくりの手順や、景観形成重点地区の指定内での建設や、あるいは開発行為等について届出等の基準を定めておく必要があるかと考えますが、所見を伺いたいと思います。

3点目に、景観づくりについては、中心市街地の活性化とともに都市計画のマスタープランでもまちづくりの将来ビジョン、行政と市民の共同作業として重要な位置を占めると

思われますが、所見をお伺いしたいと思います。

4点目は、景観条例を制定するには、基本目標の一つに市民との協働により市民が誇りと愛着の持てる景観形成が推進されることが必要と考えておりますが、ご所見を伺いたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。4点質問をいただきました。

まず1点目でございますけども、現在までなぜ準備に入ることができなかったのかという質問でございますけども、議員ご指摘のとおり、昨年3月議会におきましては、具体的な準備を進める方向で答弁をさせていただいたところでございます。その後、自然的景観だけでなく、今年度より権限委譲を受けました屋外広告物と景観との整合性につきまして、先行いたします他市の状況や県の担当者との協議、また聞き取りを行う中で、やはり景観担当職員の配置などの人力的な課題、また組織上の課題の検討が必要となったことからおくれたものでございます。

2点目でございますけども、2点目につきましては、組織づくりの手法や景観形成重点地域内での建設や開発行為の中で、届出において基準等を定めておく必要があるのではないかとのご指摘でございますが、まず基本的にはよく市民の方々の意見を聞かせていただきまして、景観につきまして検討するための策定委員会的なものが必要であるというふうに認識をいたしております。すなわち市民総意の結集した景観計画が必要であるというふうに考えております。そのことにつきましては、当然また土地利用の制限等にもかかわることでございますので、十分な議論が必要であるというふうに考えております。ご指摘がございました指定地域内等の制限等の有無、また建築物等の形態や意匠等の届出基準につきましても、今後十分な議論が必要となってくる案件でございますので、議論を重ねて方向性を見出していきたいというふうに考えております。

また、3点目につきましては、まちづくりの将来ビジョンというご指摘もございました。行政と市民の共同作業としての重要な位置を占めると思われるがそういった所見はどうであるかという質問でございました。まさしく市民総意のもとで策定していくということをお先ほども申し上げましたが、保全等だけでなく、まちの将来ビジョンの中で持続ある発展と調和が必要であるというふうに考えております。そういった中で各地域の独自性の中で景観について考える必要もありますので、その意味におきましても行政と市民の共同作業

とまさしく言えるのではないかなというふうに考えております。午前中の答弁の中でも市長のほうから、協働というのは市民の声がまさしく生かされるような仕組みづくりが大切であるという答弁もいただきましたので、そういった視点で今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

また、4点目につきましては、やっぱり市民が誇りと愛着を持てる景観形成が推進されることが必要ではないかというご指摘がございました。全くそのとおりでございまして、市民が誇りを持てるまち、愛着の持てるまち、それがまさしくまちづくりの原点だというふうにとらえておりますので、したがってそのポリシーに基づきまして景観行政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

6番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今4点質問させていただいた中の1点目ですけれど、担当職員の配置だとか組織上の問題、課題があったから準備に入れなかったというふうに言われたわけですが、先ほども言いましたように、これは20年3月議会で景観計画策定委員会を設置して準備に入るという答弁をされてたわけです。議事録にも出てるわけです。にもかかわらず、今になって担当職員の配置や組織づくりが必要だからと。じゃあ1年間何してたんですか、21年度。それは都市建設部は職員の不祥事の問題だとか行政代執行で時間をとられておられたことはよくわかります。だけど、22年度の組織改正あるいは人事が行われるわけですから、そんなことは当然この21年度で、幾ら忙しいといっても、やはり議会で答弁いただいた以上は、そういったことは当然考えておくべきだったと思うんです。それが1年もおくれて、これからそういったことを検討すると。これでは業務怠慢と言われても仕方がないじゃないですか。

それと、これはやはり20年の3月時点での議会での答弁だったわけですから、歴代都市建設部長も十分ご存じなはずですよ。前任部長から引き継ぎのときにこういった問題はきちっと引き継ぎを受けておられたのかどうか、もう一度はっきりした答弁をいただきたいと思えます。

2つ目ですが、景観法第8条では、景観計画を策定して景観形成を図る区域として重点地域及び地区を指定する必要があると思われませんが、本市におきましては、この景観条例を制定する場合、考えられる重点地域、地区はどの辺になるのか伺いたいと思えます。

最後、3点目ですが、野洲市は近江の穀倉地帯とも言われておりますが、景観区域内に入る農業振興地域について、景観農業振興地域整備計画、いわゆる景観農振計画を策定することも必要かと思われまます。また、景観施策と農振施策の調和を図るために、景観農振計画に従った利用がなされていない、いわゆる耕作放棄地帯につきましては、景観整備機構が土地所有者にかわって耕作することができると、こういったことも聞いておりますが、本市においては、こういった耕作放棄地等への対応策及び景観農振計画の策定についてはどのように考えておられるのか所見を伺いたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。まず1点目でございますけども、都市建設部の怠慢ではないかと。どのような引き継ぎを受けていたのかというご指摘でございますけども、御存じのとおり私も昨年8月26日、9月議会の直前に内示を受けたもので、十分な引き継ぎを受けずに即座に即戦力という形で組織の中で走り回っておりましたので。（発言する者あり）それからのことを申し上げたいと思っておりますけども、ゆっくりお聞きを願いたいなと思っております。

そういった形で、特にさまざまな都市計画課につきましては案件がございました。これもまた決して理由ではございませんけども、理屈ではございませんけども、土地収用の問題、都市計画税の問題、都市計画の見直し、いろいろありましたけども。ただ、1点、私も数々景観に携わってまいりましたので、そういった意味で、やはりこれは私のまず指導力のなさが一つの原因かなというふうに反省しております。この反省を今後十分に生かしまして、平成22年度にはきちっと仕上げたいというふうに強く意を決しておりますので、その点でご期待を願えれば幸いかなと思っております。

次に2点目でございますけども、考えられる重点地域・地区は今のところどんなものがあるかという点でございますけども、先ほど申し上げました、冒頭申し上げました、県につきましては主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区、特に行畑の中山道沿いが伝統的市街地景観、また琵琶湖岸につきましても、先ほど申し上げましたさまざまな景観が定められております。野洲市独自の地区につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、やはり三上山と里山の風景地区、これが一番大きな景観の要素ではないかなと思っております。また、錦織寺や兵主大社とマッチした田園風景地区といいますが、それも貴重な景観要素だというふうにとらまえております。また、野洲川付近や祇王井川地区、これも歴史的景観もございしますので、そういったところが今のところ考えられるの

ではないかなというふうに受けとめております。こういった中身につきましては、具現策のビジョンを市民の方々に示した上で地区決定の議論に入っていきたいなというふうに考えております。

また、次の、耕作放棄地への対応と申しますか、景観農振地区の策定、これはどのように考えているのかという点でございます。この景観農業振興地域整備計画につきましては、景観と調和した一つの営農条件の確保のあり方を定めることになっておりますが、農業等を営まれることによりまして形成される景観だけではなく、やっぱり集落なり水辺、森林、里山といった農業とマッチしたさまざまな要素が相まって良好な景観が創出されるというのもございますので、多様な視点で地域の美しさをとらまえまして、区域を定めていく必要があると考えております。

また、耕作放棄地への対応という質問もございました。これは農業等にかかわる良好な景観を維持、保全する上で重要な課題でございますので、景観農業振興地域整備計画を策定することで、その解消を図ることも有効な手段の一つというふうに考えております。ただ、これだけでは根本的な解決は難しいのではないかなというふうに考えておりますので、景観農業振興地域整備計画におきましては、景観計画及び農業振興地域整備計画と適合させる必要がございますので、今後、景観計画を策定し、検討する中で、農業等にかかわる良好な景観の保全、創出につきまして、市民や関係団体と議論を深めつつ、策定の必要の有無について判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第3号、9番、井狩辰也君。

9番（井狩辰也君） 9番、井狩辰也です。私は野洲小学校、野洲幼稚園PFI管理事業についてご質問させていただきます。

私は、12月の議会でも申し上げましたが、野洲市財政健全化集中改革プランは、緊迫した財政状況の中、将来の野洲市を展望した建設的な政策であり、大変強い期待を寄せるとともに、その進捗状況に大いに関心を持つところであります。そこで、集中改革プランにおいて見直し対象項目の一つであります、野洲小学校・野洲幼稚園PFI管理事業についてご質問させていただきます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、通称PFI法は、平成11年9月に施行されました。PFI法は、公共がサービスを提供するよりも、民間にゆだねたほうがより安くより上質なサービスが受けられる、PFI事業で判断基準となり

まずバリュー・フォー・マネーがあることが最大の利点であります。本市でも平成14年12月に全国的に見ても早い時期に、このPFI方式を導入し、野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業として、民間の大和工商リース株式会社が出資する野洲ほほえみピーエフアイ株式会社とPFI事業契約を結びました。民間の創意工夫、ノウハウ等を活用することによって野洲小学校においては、校舎を建てかえ、教育環境を良好に保ち、さらに地域が触れ合う拠点になること、また野洲幼稚園においては園舎を増築し、3年保育の実施に伴う園舎の不足をカバーすることを期待され、平成15年末に幼稚園、平成16年新学期に小学校の完全供用が開始されました。現在、約5年が経過し、他の小学校・園と比較しても、野洲小学校、野洲幼稚園は、外観は美しく、高い水準で維持管理されております。

しかしながら、PFI法が施行され約10年が経過し、PFI事業の中でも採算の合わない事業や自治体の財政悪化により支払いが苦しい事業が出てきております。隣の近江八幡市が2年半で市立病院のPFI契約を解除したり、名古屋市の複合商業施設が破綻に追い込まれるなどしました。本市のPFI事業を顧みますと、契約金額が約37億8,039万円、契約期間が平成16年10月開始からの20年間で、現在の年間支払額は約1億4,676万円であり、この年間支払い額のうち、維持管理費分の約4,781万円が今回の改革プランの見直し対象項目の一つになっておる状況であります。

つきまして、改革プランの中で野洲小学校・野洲幼稚園PFI管理事業を見直す上で、現在供用開始から約5年が経過し、合併後に野洲市立になりました野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業をどのように検証され、総括されたかご質問します。よろしくをお願いします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 井狩議員の「野洲小学校、野洲幼稚園PFI事業」に関するご質問にお答えをいたします。まず、私の方から、約5年が経過いたしましたこの事業に対する現段階での評価を含めた総括についてお答えをし、その後、担当部長から個別にお答えを追加させていただきます。

ご指摘のとおり、平成13年当時、旧野洲町では、野洲小学校につきましては築後約50年が経過しており老朽化が著しかったこと、また野洲幼稚園につきましては3年保育が始まることとなっていたにもかかわらず、園舎が手狭であったことで、新たに校舎と園舎の建築の必要に迫られていました。通常ですと、国庫補助金と起債、これに一般財源を加

えて建設することとなりますが、町ではPFI方式により整備していくこととなりました。

この方式自体が、当時ではまだ広く認識されていない、あるいは採用されていないということでありましたので、議会におきましても、この手法の採用段階では、PFI事業による事業費の増大や、契約期間が長期となることのリスク、コスト高となる独特の維持管理システムなどに対する疑問が出されました。また、平成13年4月の調査業務の委託の予算計上段階、さらに平成14年3月の債務負担行為の議会提案段階や、同年12月の野洲ほほえみピーエフアイ株式会社との契約議決の段階におきましても、同様に厳しいご意見も含めて大いに議論がなされたところでありますが、結局、実施をされて今日に至っております。

そのような議会での議論の際において、町のほうからお答えをいたした主なものとしたしましては、平成14年度の法人税の急激な落ち込みの影響から、自己財源の確保が難しい状況にある中で、PFI方式を採用した場合、これがほぼ不要となること。また、建設費の負担が20年の長期で平準化できること。さらには、民間業者の豊富なノウハウが活用されること。その他、PFI方式により整備、維持管理される野洲小学校、野洲幼稚園をモデル校として、今後の学校施設の整備をしていきたいといったことがありました。

その後5年が経過する中で、今日、この事業につきましては、色々な事柄が課題として浮かび上がってきていると考えております。そのため、昨年6月策定の財政健全化集中改革プラン（素案）でも、管理費4,781万円を課題として提案させていただいたところでもあります。

まず、私を感じますのは、PFI一般の問題ではなく、その手法の有効性は否定しませんが、この案件に限ってみれば、施設整備費、維持管理費ともに、何が何でも高いついてあるということでもあります。そして何よりも問題と思えますのは、1回きりのイベントならまだしも、この先の野洲市の厳しい、かつ不安定な財政状況の中で、基本的にこの状態が今後15年近く続くということでもあります。

まず、建物に関しては、本体整備費が消費税込みで約23億7,100万円ありますが、これに利息が加算されて、結果的に約28億2,400万円と高額になっています。この絶対額が高いだけでなく、坪単価で見ますと、利息を除いて約100万円となっており、いわゆるぜいたくな建物になっています。通常ですと、国の補助基本額が60万円弱でありますから、これに1割加えたとしても70万円以内でおさまったのではないかと見られます。これは、他人任せであったことによることも一つではないかと推測しております。

す。この他人任せであったということにつきましては、建物がデザイン優先で、例えば教室すべてが横長になっていて使いにくくなっていること、あるいは児童の増加に応じて、現に今教室がもう不足しておりますが、施設の拡張性が全くないといったこと、また、実際はお金をかけて設置されてますが、危険なために児童が利用できない屋上庭園があるといった、いずれにしても豪華な体裁になっております。

また、維持管理費につきましても、野洲小学校で毎年約3,650万円、幼稚園で1,134万円、合わせて、先ほど申し上げました4,780万円となっております。これは、学校で見ますと、他の5校合わせて1年間、来年度の見込みですが、776万円ですから1校当たりで見ますと、20倍になっております。たとえば言えば、私たち、お昼食べるのに1,000円までぐらい毎日だと思いますが、2万円のお昼を毎日食べているといった状態ではないかなというふうに思います。

それと、ご指摘のようにPFIというのはサービスの供給ということであるわけですが、学校のサービスというのは維持管理ではなくて、まさに教育の内容であります。今回のPFIは、学校の維持管理、清掃、保安管理をサービスととらえていただいているといったことも一つ課題ではないかなというふうに思います。

このように、この手法を採用するに際して検討されてきたねらいが十分に満たされているかどうかという問題があると思います。

さらに、施設の建てかえ及びPFIの検討の状況を振り返ってみますと、平成12年度からなされております。その当時の議会での答弁、先ほどお示ししましたが、財政が厳しいということですが、税金、基金を含めて見ましても、先般、予算の説明会でお示ししましたグラフを見ていただくとわかりますように、この段階では決して悪くなかったのではないかと考えております。万が一悪かったとしても、そのような見通しの中でなぜぞいたくな建物が建てられているのかといったことも今になって思えば不可解ではないかなと思います。

以上のことから、財政的なメリット、デメリット、建物管理に係る業務内容の妥当性などを検証し、契約の相手方との協議を重ね、今後の方向性を見出してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方からは、もう少し具体的に現段階での考え

方と今後の方針についてご答弁申し上げます。

まず、野洲小学校、野洲幼稚園の施設は、PFIの維持管理システムによりまして、建築後5年が経過いたしておりますけれども、非常に良好な状態が保たれております。その反面、この事業が持っておりますシステム自体の基本的な部分で、次のような課題や問題点がございまして、

1点目には、建物管理や日常の維持管理におきましては、管理目的会社である野洲ほほえみピーエフアイにほぼ主導権があることから、施設の修繕等に相当の時間をかけて協議が必要となりますが、その際に契約当事の計画に想定できていない修繕等につきましては、市の負担で管理目的会社へ随意契約をしなければならぬこと。

2点目には、野洲小学校と野洲幼稚園の非常に手厚い維持管理業務に比べまして、他の学校・園におきましては、厳しい財政事情もありまして、先ほど市長からご答弁ございましたように十分な手当てができておらず、市内の学校・園の間で大きな格差が生じていること。

さらには3点目としまして、2点目にも関連をするんですけれども、手厚い維持管理業務を行うことで、必然的に契約の相手方に支払う管理費が過大になってしまっているといったことが言えます。

こうしたことから、財政健全化集中改革プランにおきましても、早期の改善が求められたところでございます。

この事業を採択した当時では、前例も乏しく、今日あらわれてきております課題、問題点を的確に予測することは困難であったかとも思われますが、改めてこの事業を検証しますと、一定の見直しが必要であると認識をいたしております。

このことから、平成21年度には市の考えを相手方に伝え、見直しすべき維持管理業務の内容について協議を行いました。残念ながら結論を見出すには至っておりません。したがって、平成22年度からは、本格的に法律的な視点も考慮しながら、具体的な内容の協議を進めてまいりたいと考えております。なお、一たん成立いたしております契約の見直しとなりますので、慎重に対応しなければならないというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 井狩辰也君。

9番（井狩辰也君） それでは、再質問させていただきます。

PFI事業につきまして、その経緯、経過、その評価について大変詳細にご答弁いただ

いたと思います。私自身、今回一般質問させていただくに当たりまして、勉強、調査させていただきまして、私自身も以下2点につきまして当初の目的が達せられていないと考えております。

1点目は、当初の目的であった野洲小学校が地域の触れ合い拠点となることが実現されていないという点であります。つまり、教育環境を良好に保つ維持管理のみをPFI事業で行っていることであり、維持管理のみであれば他の小学校や園と同じく公共事業で処理できる範囲であり、PFI事業で行うその効果は大変薄いものと考えます。

次、2点目は、野洲小学校、野洲幼稚園の維持管理は、先ほどもご指摘がありましたけれど、他の小学校・園の全部の維持管理費よりも高いという点です。計画当初、野洲小学校をモデル校と位置づけ、他の小学校も順次建物や維持管理を野洲小学校の水準まで上げていくという予定でありました。しかし、現在、当初計画の甘さや財政状況の悪化など複数の要因は考えられますが、野洲小学校、野洲幼稚園と他の小学校・園との間には建物維持管理の点で大変大きな格差があり、今後も野洲小学校の水準まで持ち上げていくのは大変な状況にあると考えております。

以上2点について私は、このPFI事業は当初の目的が達せられておらず、課題のある事業であると考えております。

そこで、今回改革プランにおいて、野洲小学校・野洲幼稚園PFI管理事業は、現在、相手方とどこまで交渉できており、また、この1年の中でどこまでの覚悟で取り組まれるかご質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 井狩議員の再質問にお答えをしたいと思います。2点ございました

1点目は、まず、進捗状況的なものでございましたね。平成21年度につきましては、契約の相手方であり野洲ほほえみピーエフアイと契約内容の見直しについて、昨年6月25日と8月19日、10月27日、そしてことしの1月26日に合計4回の話し合いの場を設けております。また、昨年12月9日付で契約書の第111条にあるんですけども、その111条の規定に基づきまして正式な協議書を市長名で相手方に送付しております。協議の内容としましては、井狩議員からもご指摘ございますPFI契約の維持管理経費の関係を中心に協議させていただいております。その前にPFI契約につきましては大きく2つに大別されます。施設整備の関係と維持管理の関係の2つでございますけど

も、その中でも維持管理も細かく分けると、日常的な業務、清掃とか保守管理ですね。それが1つと、もう1つは長期修繕、いわゆる今後の施設の改修、修繕、更新ですね。そういったものに当たる積立金といいますか、そういった経費の2つに別れるんですけども、協議の内容としましては、どちらかといいますと、維持管理の日常的なものにつきまして協議をさせていただいたというところでございます。先ほども答弁申し上げましたように、野洲市の考え方は一定理解をいただいているとは思いますが、損害が相手方に及ぶという可能性がございますので、結論を得るところまでは行っていないという状況でございます。

今後の取り組みで決意というご質問でございますけども、一たん成立しております契約ですので、見直しの内容によりましては民事上の問題が出てくる可能性が大いにございます。このことから、法的な問題につきましてアドバイスを受けるために、平成22年度の当初予算におきまして、教育費で弁護士の指導を受けるための必要な経費、予算ですが、それを150万円計上させていただきました。この予算をもちまして、弁護士とできるだけ深く詰めていきたいというふうに考えております。今後の交渉過程では、法的な問題解決を主眼に置くことはもちろんなんですけども、本市の金額的なメリット、デメリット、いわゆる委託経費の削減額と損害賠償額が出るとしましたら、その額との比較検討をしながら慎重な対応をしていきたいというふうに思っております。

また、時期的には23年度予算の関係もございませけれども、相手のあることで確たることは言えないんですけども、年内を目途にしまして、円満な解決方向を見出していきたいというふうに考えております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 井狩辰也君。

9番（井狩辰也君） ありがとうございます。私も今回、このPFI事業、PFI契約が大変厳しい契約条件というのも理解しております。しかし、今回このPFI事業の中で一番の課題は維持管理の点で小学校間、幼稚園間に大きな格差があることだと思っております。その格差を、市長初め職員の方々の鋭意努力によってぜひ是正していただきたいと思っております。その大前提といたしまして、まず野洲小学校・野洲幼稚園の保護者の方々、また野洲ほほえみピーエフアイ株式会社の方にもご理解、ご納得をいただいた上で、野洲小学校・野洲幼稚園の高額な維持管理費をほかの小学校・幼稚園に回していただき、行政サービスが平準化されることをお願いいたします。私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第4号、第5番、内田聡史君。

5番（内田聡史君） 5番、内田聡史です。若手の2番手として登壇させていただきま
す。

質問に先立ちまして、今回の議会から一般質問も総括質疑、そしてまた一問一答制が選
べるということで、また今まで各常任委員会に付託されておりました予算審議も、予算特
別委員会ということで確実に議会改革として一つ一つ進めていっていると思っております。
その中におきまして、私も今回18回目の一般質問になるに当たりまして、今まで私自身、
あちらの都計を見ながら、この30分をどうやって使っていこう。そしてまた、再質問、
再々質問、これを必ずやっていかなあかんもんやと、そういうふうな認識でやっていきま
したが、議会改革を進める中で、そして私自身も質問の中身においては、3問まで質問さ
せていただくこともあると思いますが、そういった今までの感覚を少し省みて、また反省
しながら、今回の質問をさせていただきたいと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。子どもたちの夢の実現へ向けての取り組みは
ということでお伺いいたします。先月13日より3月1日までの17日間、4年に1度の
冬季オリンピック、バンクーバーオリンピックが開催されました。そして今月13日から
はパラリンピックが開催され、4月1日までの17日間、再びバンクーバーの地で熱戦が
繰り広げられます。競技をテレビで見ていると、メダルを手にした選手が自国の国旗
を掲げ、喜びあふれる笑顔を見るたびに本当に胸が熱くなりました。それが日本選手であ
るとなさらであります。私がそうであったように、多くの日本国民が祖国の期待や誇り、
また自分自身の記録に挑戦する選手に大きな声援を送ったことだと思います。日本国民の
多くが喜びと感動を与えられ、そして勇気と元気をもらったのではないのでしょうか。

とりわけ多くの子どもたちにとっては、希望やあこがれを抱かせてくれる機会になっ
たと思います。私もあの選手のようにになりたい、あの競技をしてみたい、そして将来オリ
ンピックに出場したいなどと夢やあこがれを抱かせてくれたことだと思います。近年は日本
を代表し、世界で活躍する日本人スポーツ選手、芸術家、音楽家、企業家、さらには特殊
ではありますが、宇宙飛行士、ノーベル賞受賞者、科学技術者などの方々を、テレビや雑
誌、またインターネットで見る機会がふえてきました。こういった記事を見聞きすること
により、子どもたちは将来の夢を大きく膨らませていることだと思います。しかし、その
夢の実現のためには、大きな努力と時間が必要であります。この夢の実現に一歩でも近付

けるように、サポートしてあげることが我々大人の役割ではないでしょうか。子どもたちには大きな夢を持ってほしいと思います。子どもたちが夢を持つことは、成長段階では極めて重要なことだと考えます。その夢の実現には多くの壁が待ち受けているはずですが、その夢に向けて走り出す子どもたちの背中を押してやり、見守ることは、子どもの成長と将来の心豊かな人生を送ることにつながるのではないのでしょうか。夢を持つことの大切さ、夢を実現するまでのプロセスの大切さ、あきらめない志を持つことの大切さをしっかりと伝えていかななくてはなりません。さらには、実現のためには努力や仲間とのきずなを深めることが必要であるということや、自分を支えてくれる周囲の大切さ、夢を持つことで今まで以上の力が発揮できることなど、夢を持ち続けることのすばらしさを伝えていかななくてはならないと思います。子どもたちの夢をつむいでいくことは、その先にある夢の実現へとつながっていくはずだと考えます。日本の子どもたちは他の先進国の子どもたちに比べて夢や目標を持つ子が少ないという調査結果があるそうであります。これは夢や目標を持つきっかけや環境にないだけであって、こういった機会をつくっていくことも大切なことだと思います。アメリカの大リーグで活躍中のイチロー選手は、幼いころからプロ野球選手になりたいと思いつけ、その強い思いとたゆまぬ努力によって、プロ野球選手になるという夢をかなえました。宇宙飛行士の野口聡一さんに至っては、幼いころは普通の子で、このころはまだ宇宙に対して興味を持っていなかったそうであります。そして、高校生のときにスペースシャトルの初飛行を見て興味を持ち、その後、宇宙からの帰還という本に出会い、宇宙飛行士になる決心をしたそうです。イチロー選手のように幼いころからこれが自分の夢であるとはっきりしているほうがむしろ少数で、僕は何になりたいのか、私は将来どうしたいのかと探りながら子ども時代を過ごす子のほうが圧倒的に多いと思います。そうした時期を過ごす中で多くの出会いや小さなきっかけで小さなつぼみのような夢が芽生えてくるのではないのでしょうか。子どもたちの夢の実現に向けて、質の高い教育はもちろ必要であると考えますが、その夢を実現させてあげられるよう、子どもたちにかかわる親を初めとする大人の理解と協力が大切であると考えます。以下の点に対してお伺いいたします。

- 1 番、子どもたちの夢の実現に対してどのようなお考えをお持ちなのか所見を伺います。
- 2 番目、本市では子どもたちの夢の実現といったことに対してどのようなサポート、取り組みを行っておられるのかお伺いいたします。
- 3 点目、子どもの夢の実現に向け、親と子のかかわりが非常に重要だと考えます。子どもたちの親である P T A とはどのような連携

をしておられるのかを伺います。4つ目、夢を実現された方々の体験談を聞くことは、子どもたちにとって大きな希望につながると考えます。そのような機会を設定されたことがあるのかをお伺いいたします。5番目、夢に向かって努力し、自分自身で道を切り開いていくことが私の考えます生きる力の一つであります。教育長が描かれます子どもたちの生きる力とは何かをお伺いいたします。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎） 内田議員の、子どもの夢の実現に関するご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の子どもたちの夢の実現に関する所見についてのご質問ですが、野洲市の未来を築く子どもたちが、自分たちの夢を持って、世界へ羽ばたき、活躍してくれることは、私たちの願いでもございます。また、子どもたちが夢を語り、夢に向かって努力し、夢を実現することを実感できる社会をつくり上げていくことは、私たちの責務でもあると思います。学校教育においても、子どもたちが個々の個性や特性を生かし、将来の進路について展望と目標を持てるよう教育における取り組みを進めていくことが大切であると考えます。とりわけ、さまざまな体験や豊かな体験を子どもたちに与えていくことも大切かと考えます。

次に、2点目と4点目の実現のためのサポートと体験談を聞く機会に関するご質問にお答えいたします。キャリア教育の一環として、総合学習における進路学習の中で、小学校6年生の夢をかなえる学習等の取り組みで、Jリーグ等で活躍するサッカー選手や地域の音楽家、例えばピアノ奏者あるいはフルート奏者などがございますが、そういった方々、あるいは、ものづくり職人の方、例えばお菓子屋さんの職人さん、あるいは家具の職人さんなどです。あるいは、海外青年協力隊員の方など、各界で自分の夢を実現され、活躍いただいている方をゲストティーチャーとして招き、学習しております。夢を実現させるまでの過程、成功談や失敗談、あるいは苦労したことなどについて、生の話を聞く機会を持つことで、子どもたちが自分の夢の実現に向けた具体的な目標などを考えることができる機会となっております。また、市内すべての中学校の2年生におきましては、チャレンジウィークとして、5日間にわたる職場体験学習の実施により、多様な職業についての理解を図り、個々の具体的な進路実現に向けた学習を行っております。また、事後学習においては体験交流会を開催し、職業についての理解を深める機会を持っています。

次に、3点目の保護者との連携についてですが、子どもたち一人一人が、具体的な自分の将来像を描き、目標を見出し、努力する姿を支えるためには、親や家庭の理解と支援がなくてはなりません。そのために学校は、進路指導の取り組みについて、保護者対象の説明会を開催したり、学年便り等を発行したりして情報発信を行っています。

最後になりますが、5点目の生きる力につきましては、私は常々、夢や希望を追い求める飽くなき創造力や探究心が社会を今まで動かしてきたと、このように思います。また、夢や希望を持つことは、困難を克服する大きな力のもとになると考えます。著しい情報化の進展や不安定な経済状況の中でも、子どもたちが進む未来は楽観視できる状況ではありませんが、しかし、子どもたちには、こうした社会の変動に対応できる柔軟な力あるいは力強い力を身につけることが必要であると考えます。野洲市のすべての子どもたちが、さまざまな課題に柔軟にたくましく対応し、夢の実現に向け努力し続け、自立した社会人として羽ばたいてくれることを期待するところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 内田聡史君。

5番（内田聡史君） 教育長のおっしゃるとおりでございます。今、教育長がおっしゃられましたし、教育方針でも郷土に根差して世界に羽ばたく人づくりと言っておられます。本市に限らずすべての子どもたちが夢に向かって挑戦し、その実現に向かって努力してほしいと思っております。しかし、その実現に向けましては、多くの困難が待ち受けていると思っております。しかし、途中で挫折してもいいと思っております。また、夢も変わっていてもいいと思っております。その経験が、またこの子どもたちの未来の大きな糧となることと私は思っております。今後とも夢を持つことの大切さ、夢を実現するまでの大切さ、あきらめない志を持つ大切さを子どもたちに伝えていっていただきたいと思っております。

2点目と4点目の進路学習の中、またキャリア教育の中で夢をかなえる学習ということで、Jリーガーの方、音楽家、地域の職人さん、青年海外協力隊の方のお話、こういう方の生の声を聞くということを今現在やっておられるということですが、確かに苦労話とか体験談というのは、子どもたちの胸に大きく響くことだと思っております。子どもたちの心の奥に眠っている夢や目標を呼び起こすためにも、今後とも継続して続けていっていただきたいと思っております。また、スポーツ選手の中でも、スポーツ選手に限らないんですけど、できれば職人さんや音楽家の方は地元の方と伺っておりますけれども、Jリーガーさんとかは野洲市には多分おられないと思うんですけど、できればスポーツ選手でも

本市から出ておられます選手や芸能界で活躍しておられます有名アーティストの方が帰ってきていただきまして、子どもたちに今までの経緯なんかを説明していただけますと、また子どもたちに親しみがわき、夢を身近に感じることができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、中学校2年生では職場体験をやっておられるということでもあります。私も市内の散髪屋さんや商店で見させていただいたこともあります。また、市内の大手の農業法人さんのところでも受け入れをやっておられると聞いてます。この体験が夢の職業であるなしにしろ、働くことの大切さや自分自身の適性を考える非常に重要な機会であると思えます。受け入れ事業所の依頼等でご苦労なさっていることとは思いますが、今後とも進めていっていただきたいと思っております。

少し紹介をさせていただきたいんですが、子どもたちの夢ということで、数年前、第1回子ども生活実態基本調査報告書、ベネッセ教育開発センターというところが、なりたい職業のベスト20ということで調査をされておられます。ちょっと紹介させていただきたいのが、小学生のなりたい職業、ご想像つくと思いますけど、1番、2番が野球選手、サッカー選手になっております。これは男の子ですけれども。中学生になっても野球選手、サッカー選手。そして、小学生のなりたい職業の18番目に公務員さんということです。そして、中学生の男子の意識調査で、小学校のときは18位だったのが、公務員さんが5番に上がっております。そして、高校生の調査になりますと、1番が学校の先生、2番目が公務員、このようになっております。そして、女子のほうですが、小学生で言いますと、保育士、幼稚園の先生、同様に中学生もそうなんですけれども。ここで6番目に公務員という、非常に現実的な夢になってきているなというふうに思います。

この中で私がちょっと気になるのが、子どもたちがよく知っている政治家、議員、市長も政治家でありますけれども、政治家になりたいという希望を挙げている子が少ないということなんです。このベネッセの調査ではありませんが、子どもたちがなりたくない職業のワースト1位が国会議員、政治家である。そういったイメージがついているそうでありませぬ。こういったイメージを払拭させるためにご提案させていただきたいのが、市長が小学校や中学校へ行っていただきまして、子どもたちの未来のためにどのようなまちにしていくなか、そういったことを語っていただければと、そんなふうに思っております。ふだん、議員さんて何してはるのと、よく幼い子から聞かれますし、可能であれば議長もまた子どもたちにそういった機会を提供していただければなと思っております。

ちなみに私、大学生の議員インターンシップを、今回は受けておりませんが、前回の夏まで受け入れておりました。私自身がインターンシップを受け入れておりますのは、将来議員になる子を育てていこうとか、そういうおこがましいあれではないんですけれども、議員に対して凝り固まったイメージを少しでも取り払って、また自分の住んでいる地域の行政に少しでも興味を持っていただきまして、政治に無関心ではいられても無関係ではられない。こういったことを少しでも認識してもらうために行っております。

4点目に、保護者とのかかわり合いなんですけれども、この夢の実現に向けて保護者との連携の部分が、親や家庭でのかかわりが本当に大きいと思っております。親が、自分が果たせなかった夢を果たしてくれるよう子どもの夢をサポートする親、逆に親が果たせなかった夢を自分が実現するんだと努力をする子どもたち。しかしながら、今はその子どもの夢を踏みにじる実の親が少なからず存在することは残念なことであります。昨日の代表質問でもありました親の教育、また、昨年、私は親でもないのに親学ということを提案させていただきました。この親学についても積極的に今後も取り組んでいただきたいと思っております。

そして5点目に、教育長に、子どもたちの生きる力とはというふうにお伺いしました。このことについては、教育者である教育長の言葉に異論を挟む余地もございません。今後もしっかりと教職員の皆さんとともに歩いていただきたいと思いますと思っております。そして夢の実現ということで、将来なりたい職業に今重点を置かせていただきまして質問をさせていただきました。しかし、この夢の実現、これは現在の社会の既に存在している職業や仕事に必ずしも当てはまるものではないと思います。例えば、琵琶湖を世界で一番きれいな湖にしたい。そこに注ぐ川もきれいにしたい。世界の砂漠化を食い止めたいといった願いもまた夢であろうと思います。現に本市でも琵琶湖や里山、河川で行われているさまざまな事業に多くの子どもたちが参加してくれています。また、その事業を進めている方々の夢は、子どもたちにこの自然を残すこと、またそれを受け継ぎ守ってくれることを望んでいると思います。その思いを受け継いでくれる子どもたちにしっかりと理解と協力をお願いしたいと思います。

そして最後にもう1点だけご紹介させていただきたいのが、東京の世田谷区で子ども夢プロジェクトというのが行われているそうであります。国内の小学生から友達と一緒にやってみようという夢をということで、世田谷区が、行政が実現に向けて応援するとしている企画だそうでありますが、これまでミニピラミッドの建設、花火の打ち上げ、カフェ開店など

を展開していったようであります。これは一般財源から出されているのか、継続的にやっていっておられるのかわかりませんが、きのうも代表質問の中で、ふるさと納税、まちづくり寄付金のお話がありました。この中に、早速きのう言われてきょう早速議会のほうのテーブルに置かれてたので見させていただきますと、子どもたちの夢を実現するというこ
とで、この中のまちづくりを担う人を育てるための事業、子どもたちが将来この野洲市を担ってくれる子どもたちでありますので、こういう事業のお金にも使われるのか、また、その他、条例の目的を達成するため、ここでは子どもたちの夢の実現、条例ではないのでできないかもしれませんが。そしてまた国のほうでも子ども夢基金というのがあるというふうに聞いてます。またこれも多くの自治体から申し入れもあり、採択が難しいかもしれませんが。その中で、幾つかの自治体がやっています、自分のまち独自で夢基金、子ども夢基金などをつくっておられるところがあります。こういったことも夢の実現に向けて、子どもたちの夢を少しでも実現させていこうというお考えがあれば、検討していただきまして、またこれを、夢基金の創設を提案させていただきます、質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 3 7 分 休憩）

（午後 2 時 5 5 分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第 5 号、第 1 1 番、坂口哲哉君。

1 1 番（坂口哲哉君） それでは、議長のご指名によりまして、質問をさせていただきます。2 つの質問を用意させていただきました。よろしくお願いいたいと思います。

まず第 1 に、1 つ目は農業後継者対策についてでございますけれども、この質問の内容につきましては、3 月 1 0 日の野洲新風クラブの代表質問と一部重複するところがあると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

我が国においては、戦後食料難にあえぎ増産増産に一目散に取り組まれ、日本の農業が経済を支えてきたと言っても過言ではないと思います。この農業の将来展望を考えると、決して明るいものではありません。生命を維持するのに不可欠なのは食料であり、その食料を生産確保する農業、漁業はおしなべて不振であり、後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であります。

そこでお伺いしたいのは、農業後継者の問題であります。人口の高齢化に伴って、農業

従事者も高齢化し、後継者がいないので農業は自分の代で終わりだといった話をよく聞きます。私もそうでございますけれども。後継者がいる、いないは基本的には個人の問題ではありますが、第一次産業である農業だけに看過できない問題であると考えます。そこで本市の実態として現在、専業農家は何戸あり、そのうち後継者のいる数といない数はどのような状況になっておりますか。

次に、行政としての対応でございます。世界的に見ますと、人口が増加するが食料の増産は追いつかないので大変な飢餓時代が訪れるだろうと報じられております。一方、我が国の現状は、モノ余り、食物余りではありますが、多くは輸入に頼り、自給率は40%に満たず、先進国中最低と言われております。長期的に見て、日本の農業がこのままでよいとは考えられないのであります。日本の自給率を向上させるため、輸入食品に依存する農政をやめ、安心・安全な食料は日本の大地からを合い言葉に農業を再生する必要があると思っております。その対策として第一に考えるべきことは、農業後継者を確保することであると考えます。

後継者の問題は私生活の問題でありますから、農家のお子さんに、あなたは農業をなさないと言うわけにはいきません。したがって、後継者を確保するために、魅力ある農業を目指すには行政として何か打つ手はないのかどうかお聞きいたします。

あわせて、特産品ともお聞きしますが、先ほど言われました代表質問でシュンギク、みかちゃんメロン、などを言われましたけれども、現代的には野洲の特産品としてはブランド化されていない部分はあるかと思っておりますが、また、その規模、収入等をわかれば教えていただきたいと思っております。

それと、後継者問題については最後でございますが、これは後で答弁していただく必要はございませんけれども、3月6日の京都新聞に、農家直接支援に転換、政府素案判明、農協経由を見直しという文面が出ております。これを読みますと、政府が今月に改定する食料農業農村基本計画の素案が5日、判明した。これまでの農協を経由する政策の大幅見直しを明記。農家自身による取り組みを重視し、農家への直接支援に切りかえる農政大転換を掲げた。農業の大規模化路線は転換し、小規模を含めた多様な農家の育成に力を入れると。こういう言葉がございますけれども、後継者がいないのに力を入れても何になるのかなと、私はこのように思います。

次に、平成22、23年の指名参加資格申請についてでございますが、これにつきましては、インターネットによる指名願いを提出しなさいと言っているようでございますが、

種目別にどれだけの事業所が提出されましたか。また、前回と比較してどれだけの事業所が提出されていないのかお尋ねしたい。これは資料を提出いただいておりますけれども。と言いますのは、個人事業所でインターネットをつないでいない事業所、またパソコンを利用していない人たちの対応はどうかお伺いいたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博） 坂口議員の農業後継者対策についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。まず、あらかじめ申し上げておきますが、シュンギクとみかちゃんメロンの規模とか、それはちょっと今担当のほうに調べさせております。ちょっと今、通告いただいてなかったものですから。これは後でお調べさせていただいて回答させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の専業農家数と後継者数でございますが、本市における専業農家の戸数は、平成20年11月に農業振興地域整備計画の基礎調査の一環といたしまして行いましたアンケート調査によりますと、調査数3,481戸に対して、回答率は79.2%、有効回答数2,352戸ございました。その中で専業農家としていただいたのは218戸、パーセンテージにいたしますと9.3%という状況でございます。後継者についての設問で、有効回答数は1,564回答がございましたけれども、そのうち後継者があるとか、あるいは後継者になる予定があるというふうにしたのは、525戸で33.6%。その内訳を詳細に申し上げますと、後継者がいる方が109戸で7.0%、農業以外の仕事に従事をされますけれども将来農業を継ぐ予定というのが366戸の23.4%、それからあと、現在は在学中で、将来農業を継ぐ予定とされている方が50戸で3.2%ということでございます。

一方で、後継者がいないとか、あるいは予定がないとしたのが903戸、57.7%。農業を継ぐ意思はなさそうというのが今の903戸のうち573戸、36.6%に相当します。後継者がいないため農業は自分の代でやめるとしたのが330戸で21.1%という状況になってございます。

次に、後継者確保のための施策の展開のご質問でございますけれども、アンケート結果も示しておりますように、後継者問題というのは急務の課題というふうに考えております。現在、農地の受け皿づくりといたしまして、認定農業者の育成ですとか、あるいは営農組織、集落営農組織の法人化、農地流動化などの施策を講じまして、農作業の効率化とか、

あるいは合理化を目指しておるところでございますが、ご指摘のとおり、農業後継者が生まれるには、生活が維持できる所得の保障、当然これは最低限の条件ですけれども、それ以外に農作物をつくる喜びが感じられて、それがひいては営農意欲がわいてくると、こういうような魅力ある農業を目指していく必要があるというふうに考えてございます。

施政方針でも述べましたように、農業に係る諸課題を直視させていただきまして、本市における魅力ある農業、農村の振興の展望を開く計画策定を来年度中に行いまして、農業施策につなげてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） それでは、坂口議員の２点目の平成２２、２３年度指名参加資格審査についての一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、議員ご質問の中で、指名参加資格申請についてはインターネットにより指名願いを提出しなさいとのことでございますが、本市といたしましては、わざわざ申請書をとりに市役所までお越しいただくなくてもよいようにということで、市のホームページから申請書の様式を受信していただけるように配慮しているものでございまして、議員おっしゃってますインターネットにより申請をしていただくということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、指名参加資格申請書につきましては、昨年度までは市が準備いたしました申請書と市のホームページから受信した様式を印刷した申請書の２種類からの選択としておりました。それを今年度からは、申請書作成作業の簡略化と市の紙の使用量の削減を目的といたしまして、原則として市のホームページから受信した様式に統一をいたしました。それと同時に申請書のパンチ入力業務に係る委託料の削減もできまして、企業情報の取り込みが瞬時に可能なメディアディスクでの提出を原則とした受付方法に変更させていただいたところでございます。

議員お尋ねの平成２２年度の指名参加資格申請件数につきましては、建設工事が１１７件、コンサルタントが３０件、物品販売・役務提供が９１４件でございます。前回の平成２０年度の申請件数と比較いたしますと、建設工事は３９件の減少、コンサルタントは１件の減少、物品販売・役務提供は１５件の増加となっております。また、前回の物品販売・役務提供申請者の中で今年度申請されなかった事業者は５０件ございました。

なお、パソコンは使用されながらインターネット環境のない事業者におきましては、空

のメディアをお持ちいただきまして、データの入ったメディアとの交換をさせていただいておりますし、また、パソコン自体をお使いでない事業所に対しましては、申し出をいただきました時点で、昨年度と同様に申請書を印刷してお渡しをさせていただくなどの対応をさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 坂口哲哉君。

11番（坂口哲哉君） 後継者問題についてですが、魅力ある農業というのは、例えば収入の問題だと私は解釈するんですけども、例えば、サラリーマンの方で50歳前後の人たちが、年収1,000万ほど収入があると思われまじくても、その収入に見合う農業収入を得ようとすれば、1人でどれだけの規模で何をすればそれだけの収入が得られるのかということが私は知りたいんですけども。また、それと特産品として、先ほど聞きましたけれども、その規模、収入を教えてくださいということは後で結構でございますから、それはいいんですけども。農業というものは重労働でほこりだけで収入が低いことから後継者がいないのではないかと私は推測するんでございます。低賃金水準で、誇りを持てる農業ができるでしょうかということなんですけれども。そして、また、ちょっと意欲のある人は施設園芸を行いたいと思っても資金がないわけですね。それらのことは、農業近代化や資金貸し付け制度がなくなりまして、資金調達ができない状態でございます。施設園芸を行う方々に補助なり考えられませんか。貸し付け制度も復活することも考えられませんか。そういったこともひとつお聞きをしたいと思えます。

それと、指名願いでございますけれども、総務部長にお答えいただきましたけれども、そういう手立てをしていただいているのは結構ですが、市の商工会への対応はどういうふうにされたのか、それをお聞きいたします。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 坂口議員の再質問にお答えを申し上げます。再質問の前に、先ほどちょっと統計の数字が答弁できてなかったのを補足をさせていただきます。シュンギクでございますけれども、今かちとした数字ではありませんが、大体50戸程度が生産をされています。面積については十分把握をしておりますが、売り上げは7,000万程度というふうに聞いてございます。あとみかちゃんメロンに関しましては、現在は7戸の方が生産をされておりまして、年間の売り上げが2,700万というふうに承

知をいたしております。

あと、再質問のほうの中身でございますが、いわゆる収入でございますけれども、先ほどサラリーマン年収1,000万という一つの例を示されましたけれども、これは、本市のほうでは農業経営基盤強化法に基づく基本構想というか、その中では基本的に収入500万で労働時間2,000時間というようなイメージでいくと、水稲で言うと、今イメージしているのは17ヘクタールぐらいやると500万。逆に言うと、1,000万というと単純に倍というわけにはならないんだろーと思えますけれども、500万というその指標でいきますと、水田でいえば17ヘクタールというようなイメージを示させていただいております。これは平成18年ごろに策定をさせていただいて、今、農地法の改正を踏まえて、経営基盤強化法の改正も行われて、今その基本構想の見直しを行っているところでございます。

それから、もう1点は施設園芸とか、こういったものについての貸し付け制度とかいうお話ですけれども、今般、農水省のほうでも、新規就農者への補助ということで、基本的に400万を上限としたような形の中で、初期投資の軽減を支援するというような制度がございます。これで400万を上限として2分の1の補助という形でございますけれども、そういう制度があります。これは河野議員のときのご質問の中で、経営体育成交付金というこれの中の一つの政策手段の一つではあるんですが、残念ながらというか、今回は新規就農者補助についてのご応募はございませんでしたけれども、そういう制度はございます。あと、当然、市独自としてそういう貸し付け制度というようなところの話も、これは魅力ある農業とか、そういうようなところの視点でいけば、こういった制度も導入を検討しなきゃいかんのかなと。大体、基本的には国の農業というのは水田農業とかそちらのほうへの補助のほうがかなり手厚くはされてますけれども、ややもすると、食料自給率にダイレクトに直接的に貢献をしないような施設園芸みたいな話になると、ややもすると少し補助が手薄いのかなというような印象もございます。そういった中で、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今の農業農村振興計画を策定する際にも、そういったことも採り入れるべきではないかとかいうようなものも一つの論点の一つにして検討をしてみたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 坂口議員の再質問で、市内事業者の指名参加資格申請に係りま

しての商工会への対応はどうかということでございますが、これにつきましては以前は申請時期前には申請用紙の配付は商工会のほうにも実施をしておりましたが、今回から、先ほど言いましたように、手続等について改めましたので、市役所と同様に窓口の配置は今回からやめることとしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 坂口哲哉君。

11番（坂口哲哉） 最後になるわけですが、やはり今の水稻で17ヘクタール、1人で170反。私は30反やってますけども、大変なんですよ。場所にもよりますけども。これで500万しか入らないということは、魅力がないということですよ。やはり、それだけのものを水稻だけで、今日の世界の農業情勢を見ますと、そうした農業転換期に当たるんだらうと私は解釈して、施設園芸をやらないと生活ができていけないという観点から私も取り組んでまいりました。そういったことも今後の計画の中でお考えをいただきたいと思います。やはり、これから、そしたら小規模でやろうとするなら、今言うてる近代化資金とか担い手のことについては、たしか近代化資金貸付制度がありますね。その以下の人たち。例えば1町とか、そういうことをやっておられる、個人個人の農業者に対しても、これから何かやるうかと言うても、資金がないわけですね。施設園芸をするにしても、資金の調達の部分を何とかお考えをいただきたいな、こういうふうに思います。これはお答えをいただかなくても要望だけで終わっておきますけれども、そうしたことでお願いを申し上げたいと思います。

指名願いの問題でございますけれども、今、総務部長にお答えいただきましたけども、あくまでも商工業の育成の見地からして、こういうことをことしから指名願いについてはこういうことでやりますから、よろしく頼むぐらひは商工会の事務局長にでもお電話いただいたら、そのように対応はできるんじゃないですか。そこも、実は2月24日に商工会の事務局長に確認をいたしております。そういったことの必要はなかったと。要するに、先ほども言いましたように、私が商工会員から聞いているんですよ。インターネットもパソコンもなぶれない。そういうのはどうするのやと。市役所へ行かんらんということで、商工会へ行けば、その商工会でその書類が整理できるということであるならば、そういうふうになぜ商工会に指導していただくことができないんでしょうか。そこら辺が私にはわからないんですが。

そしてもう1つ、建設工事で39件のマイナスですけど、これは倒産なのか廃業なのか、

それとも届けなかったのか、そこら辺がわかりましたらこれだけお答えをいただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 坂口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の手続申請等の変更につきまして、事前に市の商工会のほうにもやはり一言あってもいいのではなかったかというようなことでございます。おっしゃるように、ご指摘いただけてますように、確かにその辺については私どもも少し配慮に欠けておったということで反省をしておるところでございます。今後また商工会とも十分連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

それから、件数の減少の要因でございますが、これは、指名参加資格申請と申しますのは当然申請主義でございますので、申請するしないにつきましては事業者の判断に基づくものでございまして、それぞれの事業者の事情等があるかと思えます。いわゆる経済のこの不況の中で廃業なさっておられる事業者もあるかもわかりません。あるいはまた今回の期間に申請をお忘れになられた事業者もあるかもわかりません。ただ、その内訳につきましては、これは個々の事情でございますので、把握し切れてないのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第6号、第12番、田中良隆君。

12番（田中良隆君） 12番、田中良隆でございます。議長のお許しをいただきましたので、私は野洲市のまちづくりにプラスになるという思いから提案型の質問を1件させていただきます。

野洲市の市民憲章、市の木・花・鳥、また歌などの制定をというテーマで質問させていただきます。野洲市も合併して5年半になろうとしておりますが、市民の心を一つにしまして一体的なまちづくりを進める上でそろそろ市民憲章を制定をしてはどうか、また、市の木・花・鳥・歌などの制定も重要ではないだろうかと考えまして質問をするわけでございます。市民憲章は、市民の生活や活動の最高規範であります。心の支えとなり続け得る半永久的な理想を示すべきだと思います。それが、午前中市長の発言にもありましたが、協働のまちづくりにつながるといふ、そんな思いをしております。旧野洲あるいは旧中主、そんな意識を超えて、市民の一体感の醸成を図れる有力な方法ではないでしょうか。平成15年12月の合併協定書では、慣行の取り扱いの中で、合併後検討期間を設け新たに定めるものとするがあります。合併協定書に書いてあるから絶対という、そんなつもりは全

然ありませんけども、まちづくりを進める上で大事なこと、非常に有効なアイテムの一つであると考えます。市長はどうお考えを質問したいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 田中議員の、野洲市の市民憲章、市の木・花・鳥・歌などの制定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、積極的なご提案を賜りましてありがとうございます。市民憲章制定等のご趣旨は、私も賛同はいたしますが、ただ、この問題につきましても、まちづくり基本条例の制定時にもう少し議論があったほうがよかったのではないかと考えています。過去にも同じご質問がありまして、私の答弁ではございませんが、今も基本的にはそのときと同じような状況ではないかと考えております。いわゆる基本的には、市民憲章が理念のみを規定したものでありますのに対して、まちづくり基本条例が理念を実現するための各主体の役割や具体的制度までを盛り込んだ総合的、かつ野洲市にとっては最高の規範といったものに位置づけられておりますので、まだこのまちづくり基本条例が制定されて間もないですし、今年度、住民参加の条例、投票条例も制定させていただいたところでありますので、もう少し時間が必要かなと。

それと、市の木・花・鳥・歌などについても、制定に私も後ろ向きではございませんけれども、これまで集中改革プランあるいは都市計画税、あるいは予算で30回近く市民との話し合いの場を持たせていただきましたけども、そこでもご議論、ご提案がございました。そういったことから、今後、市民の方々の意識の盛り上がりを期待する中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

12番（田中良隆君） 答弁いただきました。平成17年6月に森田議員が、20年3月、ちょうど2年前ですが、奥村議員が質問をされておまして、そのときの政策監の答弁書、今の市長の答弁とほとんど同じような感じの答弁であります。この中にもうたってますのは、今市長からも話がありましたけども、コミセンやそういうところでの話の中でも全然そんなこと出てこうへんやないかという、そんな話だったわけですが。協働のまちづくりを進めるという意味で、やっぱり市から何かきっかけなりそういうのがなければ、何もない人がそういうのをつくれと言うて、この前の都市計画税の反対の請願みたいにあんな署名活動するわけがないと思いますよね。その中身について。そんなことで、私は市

から何かを投げ込むような感じでされたほうがいいんじゃないかなという気がしております。

ちなみに、滋賀県では13市のうちの9市で取り組みをされていますし、全国では807市のうちの668市、8割以上の市でされております。よそがしているからどうこうという、そんなつもりはないわけですが、当然これだけの市がしているということは、何らかそれに対してのメリットなり、そういうことがあるということにされているわけですから、その辺はどうなのかをもう一度お聞きをしたいと思います。

それと、基本条例ができてから、それにこの2年前の答弁では、それをできて十分にそれを市民にPR、啓発して、協働のまちづくりをしますよというようなことが書いてありますが、じゃあ、今、ちょうどこれおとしですかね、まちづくり基本条例ができたのが。そのときは、投票はどうするとかいろんな議論で議会の中でも熱い議論がありましたが、それから以降、どないかたっておりますが、そのまちづくり基本条例について、中身について、投票条例は別ですけども、議会もそうだし、市の中でもそんなに議論なりそういうので、話題にもなっていないような、そんな気がします。確かに、前文の部分でいる、里山に朝日が上り、湖面に夕日を照らしと、ポエム的なことが書いてありますし、その条例の部分の目的の中では、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図るのを目的という、そういうことが書いてます。これも何かもう一つわかったようなわからんような内容なんですけど、実際には、生きる意味が実感できるて、その生きる意味が実感できるというのはもう一つわかりにくいと。例えば、生きる喜びがわかる、生きる喜びが実感できるとか、そういう言い方ならわかるんですけど、その辺もう一つ私もわかりにくいですから、この辺の解釈含めまして、市長、哲学書が専門だそうですから、ちょっと解説していただければありがたいと思います。

再質問はそれぐらいにしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず基本的にはご趣旨は私も全く賛成です。それと基本条例についての考え方も、割合長い前文が置かれてます。普通、条例に前文を置くというのは異例でして、よほどのことでないと置かないです。日本国憲法と同じような考え方だと思うんですけど、文言が、私が就任する前に皆さん方でご議決いただいておりますが、むしろ私の解釈よりは、前から議員を

なさっている方のほうが詳しいと思いますけれども、やはりおっしゃるように抽象的な部分があったり、論理的でない部分もあると思います。むしろもう一度そこを議論していただくほうがよくて、資源の無駄遣い、1つあるものをまた重ねる。これは施設もそうですし、制度もそうですし、どうもそういうふうになりがちですので、もう一度まちづくり基本条例の内容なんかを、今おっしゃってもらったような形で議論するほうがふさわしいのではないかなと思います。

それともう1つは、これもまちづくりの基本条例の議論があったときに申し上げたんですが、どうしても日本国憲法の焼き直しみたいになります。人権ですとかいろいろ。だから、野洲ならではのものを出すのか、野洲市民としてもう一度日本国憲法を確認するのかといったことも、やはりそうしないと二重になります。あるいはどういう場合にそれを皆さんが活用する、具体的に言えば唱和する、そういう場面を考えますと、今野洲市の催しでは人権の誓いを言ってます。また、まちづくりの憲章を言うのか、入学式で、卒業式でどうするのかといったこともありますので、やはり、いい意味で実務的な観点からも物事を考えるべきで、つくっても、今のおっしゃったように条例みたいに使われなくては意味ないですから、そういった観点からもう少し総合的に検討を進めたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

12番（田中良隆君） ありがとうございます。共感できる部分はどれだけかありました。再質問もう最後ですけども、実は、昔の、今の分庁舎の前に中主町という石碑がありました。あれは今現在分庁舎の裏の児童公園の中にひっそりと置いてます。近くの子どもが遊ぶ程度のところですよ。一方、野洲町という石碑、あるいは野洲町民憲章の石碑は、私もこの議場へ来るたびに車をおりまして必ず毎日それを拝んでから入らないかんわけです。だから、その辺も私非常に、合併して、ここへ通いかけたときから気になってる部分でして、もちろんそれを捨てるのはもったいないですから、どこかへ置くのはいいんですが、ああいうところに置いてもらうとかえって今市民の一体感の醸成だとか言うてるのに、中にはそういうので私のようにこだわる人もゼロではないと思いますから、例えばそういうのを、さくら墓園でもいいですし、あるいは銅鐸博物館でもいいですし、銅鐸博物館なりどこかそういうような、体育館のどこか隅っこのほうでもいいですけど、せめてそういうところへ持って行っていただけないかなという、そういう気がします。いつまででも、

新しい市民憲章が仮にできて、玄関の前にぼんとあれば、それは昔のやというイメージがありますが、それもないのにいつまでもそれがありますと、かなりひっかかる部分があります。もし引っ越しするための予算がないのでありましたら、私どものユンボでもトラックでもいつでも貸しますし、人がなければ人もつけますから、その辺をお願いしたいと思うんですが。その辺だけちょっと確認しておきたいと思います。どう思われるかだけ確認しておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ご提案の趣旨はよくわかりますので、経費とか合意形成も含めて前向きに検討させていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第7号、第4番、高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） それでは、質問をお伺いいたします。2点お伺いいたします。篠原駅周辺整備についてと篠原幼稚園跡地活用についての2つを質問いたします。私、高橋繁夫でございます。平成22年度第1回一般質問に当たりまして、まず私の思いの一端を述べさせていただきます。

昨今の野洲市の財政状況が非常に厳しいことから、山仲市長は財政集中改革プランを策定され、財政改革の方向を示されました。その中でも都市計画税を賦課する案を提案され、各学区や自治会でも精力的に市民へ説明していただきました。結論は皆様もご承知のとおり、市長は最終局面で今議会への条例提案は見送られました。このことを私流に申し上げますと、私も市内で商売をさせていただいております。近江商人を象徴的にあらわす表現としててんびん棒がございます。このてんびん棒に商品をついで、全国を売り歩いた、これが我が近江商人のルーツであります。山仲市長をこの近江商人になぞらえますと、てんびん棒に商品であります都市計画税をついで市内へ売り歩かれました。私も説明会場へ足を運びましたが、この都市計画税という商品はなかなか売れない。しかし今流で申し上げますと、トップセールスで売る、従う番頭や従業員を鼓舞し、励ましながら懸命に売り歩かれました。最終的には、これまた近江商人のもう1つの代表的ないい言葉であります、売り手よし、買い手よし、世間よしの、買い手よしまで至らなかった。このことで見送られたと私は思っております。ただ私は、近江商人の営業理念であります、世間よしのために、将来の野洲市のために都市計画税は必要であるという信念のもとに山仲市長は動かれたと思っております。この評判のよくない商品を世間よしのためにいかに買っていた

だくか、てんびん棒は言うまでもなく重さをはかるものでございます。この市民の思いの重さをはかって、市民に説得して、そして納得して買っていただく。これはまさしく損得抜きの商いであります。この商いが今後成立するか否か、売り手も買い手ももう一度足元から見詰め直し、将来の野洲市の世間よしのために、再度議論していく必要があると思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。まず1点目であります篠原駅周辺整備事業についてお尋ねするものであります。篠原駅周辺整備事業については、本市と近江八幡市、竜王町で構成いたします篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会が平成4年に設立され、きょうまでさまざまな課題と直面しながらも、はや17年が経過いたしました。この間、関係者の方々が篠原駅の橋上化、南口の開設、北口の広場の拡張など、地元入町自治会や竜王町の長年の課題解決に向け努力を重ねていただきました。その苦勞に対しまして、まずは感謝の意を述べさせていただきたいと思えます。

私もこの質問をさせていただくに当たりまして、過去の経過を調べさせていただきました。まず協議会におきまして、平成6年には篠原駅を中心としてどのようなまちづくりをしていくのかといった一番肝要な部分、すなわちビジョンに当たります整備構想が策定されました。その後も長年の課題でありました篠原駅南口を暫定的に整備ができないかといった検討調査や、また周辺整備のポイントにもなります排水の現況調査などが実施され、周辺整備のネックとなります課題を浮き彫りにされております。さらに南口整備に対し、駅前広場の用地として活用できる変電所の隣接地4,723平方メートルが購入なされております。関係者の懸命の努力にもかかわらず、当時はJR西日本が篠原駅周辺整備事業に積極的でなかったことから進展しなかったと聞き及んでおります。しかし、平成17年のバリアフリー法の改正で大きく局面が転換され、篠原駅についても、大正10年の開業から改修がなされていない数少ない未改修駅であることから、改修の必要性が指摘されるようになり、JR西日本もやっと重い腰を上げざるを得ない状況になったものであります。

こうしたこともあり、平成19年度には基本構想、基本設計が発注されましたが、ここに至っても幾つかの課題が明らかになってきましたので、その状況を確認させていただきます。

まず1点目ですが、駅の橋上化に関して、JR西日本との協議状況はどのようになっているのかをお尋ねするものであります。近江八幡市が独自の案を提案されたと聞き及んでおります。私は篠原駅の周辺整備の最大のキーポイントはJR西日本との協定をいかに早

期に締結するかであると強く確信いたしております。そういった意味で、ＪＲ西日本との協議状況を注意深く見守っている一人であります。したがいまして、現時点の協議状況と今後の動向を伺うものであります。

２点目といたしまして、周辺整備に直接大きく関連いたしますアクセス道路についてお尋ねいたします。特に駅南口に当たります入町のアクセス道路の進展状況と、これに関連する県道安養寺入町線の進捗状況が現在どのようになっているかをお伺いします。

３点目といたしましては、私はスケジュール的に、平成２６年度の新駅駅舎供用開始が出来るのではないかと懸念いたしております。特に先ほどから申し上げておりますＪＲ西日本との協議、アクセス道路の地元協議状況などを見ておきますと、２市１町の篠原駅整備にかかる思いがどうも一つになっていないのではないかと感じますが、特に中心となります近江八幡市が安土町との合併で大変な時期であると思っておりますが、そういうときこそ野洲として近江八幡市をリードしていく気構えが必要であると強く感じますが、そういう点を踏まえて、平成２６年度新駅供用開始がどのようにめどを立てていくのかをお尋ねいたします。

続いて、２点目の篠原幼稚園跡地活用について質問させていただきます。平成２２年度から篠原保育園と篠原幼稚園を総合化し、野洲市立篠原幼稚園を開設されます。これは、児童福祉法に基づく保育園と学校教育法に基づく幼稚園が同じ施設内にあり、それぞれのよいところを生かした乳幼児保育を総合化した施設で、これまでの保育園、幼稚園がそれぞれに培ってきた保育、幼児教育機能や知識、経験等を統合し、子どもや保護者に対して必要な支援を一体的に提供することを目指そうというものであります。

私はこの幼稚園のあり方や内容については、新生クラブの代表質問でありますので省略させていただきます。今回、この幼稚園開設に伴い、篠原幼稚園の施設が今後どのように活用されるかをお尋ねしようとするものでございます。

この周辺の施設は、篠原幼稚園、篠原小学校、篠原コミュニティセンターが立地し、周囲も農地ですが篠原学区の中心であります。この篠原学区も高齢化率が高く、児童数も激減しており、選出議員として将来を危惧いたしております。この将来という表現も、２０年、３０年というスパンではなく、今から１０年後の姿を心配いたしております。そのためにはまさに今、手を打つ必要があると痛感いたしております。

篠原学区も、村田製作所や井上金属など企業誘致が促進され、先ほどお尋ねしました篠原駅周辺整備ふるさと農道として整備されました市道大篠原入町線や現在整備が進んでおります県道野洲中主線などハード整備はおくれながらも整備されようとしています。しか

しながら、私は学区全体のまちづくりに関しては明確なビジョンが描けていないとかねてより強く感じております。そういった意味におきまして、篠原幼稚園跡地を有効的に活用すべきであると強い思いをいたしております。

そこで、行政として篠原幼稚園跡地をどのように活用しようとしているのかをお尋ねするものであります。

よろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 高橋議員の篠原駅周辺整備計画の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

その前に、都市計画税の推進にかかわって、職員及び私について力強いご評価を賜りましてまことにありがとうございます。それと、常々申してましたように、これは買い手、市民の方にとっても本当はいいものだと思っておりますので、そこがもう少しご理解いただけるように努力を重ねてまいりたいと考えております。

まず、1点目の駅舎の橋上化に関する取り組み状況であります。当初、平成19年度に策定された基本設計に基づき示された案では、事業費が46億円でした。私としましては就任当初、この計画では変電所の移設あるいは南口広場5、700平米、こういったことを含めまして、過大であるとともに、できるだけ早く進めるという観点から、事業費の精査による適正化と圧縮を提案を2市1町の協議の場でいたしました。しかし会長市であります近江八幡市側からは、これは2市1町で合意のもとでこういう案で進めてきたということでございましたので、当面はこの案を了として進めてまいりました。

そうした中、昨年度の協議会の総会におきまして、駅舎の自由通路に関しまして、整備費に係る鉄道事業者と都市側の事業負担について、会長であります近江八幡市側から、JRの負担増など、都市側にもっと有利な条件を見出すため、JRや国に働きかけたいとの提案がありました。具体的には、自由通路すべてをJR側に負担を求めたいという提案がありました。しかし、その後一切進展がございません。ただし、これでは困りますので、こうした事態を踏まえまして、いずれの市町も厳しい財政状況の中でありますので、懸念しておりました近隣の駅と比較しても46億円と過大な事業費であることや、駅利用の利便性を損なわない適切な事業計画となるように事業内容を見直してはどうかという提案をさせていただいたところであります。

その結果、協議会としても、規模の適正化、結果として圧縮という基本的な合意を得ま

したことから、駅舎の利用実態に即しまして、事業費の縮小と工期が大幅に短縮できること、さらには整備後の維持管理コストが低いといったことから、駅舎は半地上化駅として整備する方向で現在検討しているところであります。また、駅の南口広場につきましても、当初計画しておりました変電所移設しない方向で面積を縮小して十分な空間がとれるという内容で検討を進めております。ただし、近江八幡市ではまだこの段階でも一層のJR負担に期待をしておられるようであり、現在の事業費で見ますと、当初の46億円からほぼ半分と見込めるのでありますが、まだあきらめておられなくて、進展の見通しは厳しいというふうに認識をしております。そして、ご指摘のように安土町との合併で安土駅の課題も並行して動くとなると、野洲市としては本当に急いでおりますけれども、相手さんはのりくらのりという状態ではないかなというふうに思います。

次に、2点目のアクセス道路についてお答えをいたします。駅南口広場へのアクセス道路及びアクセス道路と接続する県道安養寺入町線改修事業につきましては、県南部土木事務所におきまして、法線検討のための現地測量調査が実施され、バイパスルート案が安養寺町・入町両自治会に提示されましたが、現在のところまだ合意には至っておりません。

現在も協議会、県南部土木事務所及び両自治会で協議を続けているところでありますが、地元自治会の要望を優先する中で、駅利用者にとって最良のアクセスルートとなるよう、早急に法線決定に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のスケジュールにつきましては、21年度総会でお示しした事業計画が、ほぼ1年おくれている状況ですが、先ほども申し上げましたとおり、駅舎を半橋上化すること、あるいは駅広場の縮小を行うことにより工期が圧縮できることから、現時点では協議がとどこおりなく進めば、作業上としては当初計画どおり平成26年度の供用が可能ではないかと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、近江八幡市におかれましては、本年3月21日に安土町との合併により新市となることから、篠原駅周辺整備にかかわる環境の変化があるなど懸念される面もあり、正直申し上げまして、これまでどおり本当に進められるのか大いに心配をしているというのが現状でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 高橋議員の篠原幼稚園跡地の活用に関するご質問にお答えをいたします。

現篠原幼稚園の園舎につきましては、耐震性能が不足している保育室棟は取り壊し、幼稚園職員の駐車場とする計画でございます。また、新耐震基準で建築されています約400平米の管理棟につきましては、教育委員会内での活用の可否を検討中でございます。

現在の幼稚園の園庭につきましては、幼稚園舎の増築で園庭が狭隘となることから、運動会や夏祭りなどの全体行事や日々の保育において利用する計画であり、今後は幼稚園の施設の一部として活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） では、再質問させていただきます。

JR西日本との協議状況や今後のスケジュールを聞かせていただきました。大分輪郭が見えてきた状況であります。ただいま答弁いただきました半橋上駅案のイメージがわきにくいのでわかりやすい説明と、当初と現時点の案での事業費をお伺いいたします。

次に、駅南側のアクセス道路についてですが、道路の位置どりは重要なものでもあり、また非常に神経質にならざるを得ません。まして今回の篠原駅南側のように野洲市と近江八幡市にまたがるとなおさらあると思います。当然本市の入町自治会の思いと近江八幡市の安養寺自治会の思いは異なります。野洲としての最善案といわれるベスト案を現時点ではどのように考えておられるのかをお尋ねするものであります。

3点目の質問に移りますが、先日も新近江八幡市の人事異動の内容が新聞紙上に発表されておりました。当然ながら篠原駅周辺整備の人事を注意深く見守っておりました。すると、担当される部長級、これはまた新近江八幡市では理事になるんですが、安土駅周辺整備と篠原駅周辺整備を1人の理事が兼任されている。人事のことまでは口を挟むことは毛頭ございませんが、篠原駅は平成4年から足かけ17年の歴史がございます。一方安土駅は今回の合併でクローズアップされて、まだ協議会的な組織さえ結成されていない。これが同じスタートラインとなるのか、当然今までの経過を尊重していただけるのか、こういったことを踏まえて野洲市は今後この篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会をどのようにリードされていくのかをお尋ねします。

次に、篠原幼稚園跡地活用についてお尋ねいたします。今、答弁をお聞きいたしますと、グラウンドのあるところに文化財の倉庫に活用されるということでございますが、それは教育用財産としての活用策であり、地域の活性化をにらんだ活用策ではありません。私は学区内の市民の方々からお声を聞いておりますと、高齢化社会の将来を見据えた策として、

地域の高齢者の方々が集い憩える福祉サロンのような施設ができないかと常々思っております。幼稚園、小学校があり、子どもや孫が通う。またコミセンではさまざまな地域の催しや生涯学習が開催される。ここに福祉サロンが立地されれば、一つの理想郷、ユートピアができて上がると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

篠原駅に関しまして3点いただきました。1つは半橋上駅でございますけれども、これは橋上駅の形をとりつつ、普通橋上駅ですと全体の真ん中に駅舎、改札等がございますが、どちら側かの位置にあると。普通ですと陸上に駅舎がございますが、そうではなくて自由通路あるいは一般の通路と同じ高さのところに駅舎が隣接しているというもので、具体的には滋賀県の高月駅、あるいは草津線の甲賀駅がそういうふうになっております。私といたしましては、南北どちらからでも均等に利用いただけるということで、橋上駅に最後までこだわっていたんですが、両駅を実際に見ますと、そんなに不便でもなくて、かつレールの上に駅舎をつくらないということから、工法、工期が随分短く、かつ安くなるということですし、内々JR側もお薦めということですので、この線でどうかなというふうに思っております。そんなに地上駅と比べると橋上駅と変わらない便利は保たれるというふうに考えております。

それと、県道のアクセスに関しましては、基本的に県の道路ですので県の案をもって両市の当該町が、安養寺と入町の意向を尊重してと思っておりますので、その中で解決がつくところがふさわしいかなと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、一定の法線が引かれて合意されたという前提で基本設計レベルまで行ってます。それが今滞っているという意味で、県としては合意の上に進めてきた案がもう一度、特に近江八幡市サイドの意見によってとまっているという状況ですので、県道については少し厳しい状況になっているという認識を市としては持っております。

あと、組織についてはご指摘のとおりでございますが、リードするというよりは、野洲市としては半橋上駅でおおむね妥当な案だと思っておりますし、ご質問にありました経費についても、先ほど申し上げましたように約2分の1でいけると思っております。維持管理費も当然それに伴って後々の後年度の負担が低くなってきますので、そういった案を合意形成に向けてできるだけ働きかけていく形で早く実現するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 高橋議員の再質問の中で、管理棟の利活用につきまして文化財の保管庫というお言葉があったようでございますけども、私のご答弁では、400平米の管理棟につきましては教育委員会内での活用の可否を検討中でございますというふうに申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。

あと、介護施設、福祉施設の関係は、健康福祉部長のほうからご答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 高橋議員の再質問にお答えをいたします。

高齢者の集える場所ということですが、今、市としましては、保健センター内にある福祉センターを、一つは高齢者の集う拠点としておりますし、また、各学区で、私どもとしては総括が生きがいづくりとしてはコミセンを活用しながら健康づくりに努めるということですが、また、要介護の少し軽度の方につきましては、篠原周辺にも、いわば通所介護型の軽度のサロンも多くできておりますので、そのような形で市としては健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） ぜひとも部長、篠原学区も高齢者がふえておりますので、前向きに福祉サロンのことをお考えいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

最後に、きのうの会派の代表質問で、篠原学区の活性化について市長から篠原駅を中心とした新たなまちづくりの展開が開かれると答弁されております。その答弁の実現に向けまして、地域と行政の力を結集して、この実現をかなえていただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめて延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明12日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後 4 時 0 1 分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年3月11日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 河野司

署名議員 太田健一